

弁理士 同友会だより



V o l . 2 1 - 1 2 0 1 5 . 1 2

(電子版第7号)

弁理士同友会発足の基本理念

本会はクラブ30周年を機に、名称を弁理士同友会と改め、「弁理士道の精神に沿って研鑽し、活躍する同志が結集し、友情と団結とを信条として飛躍的な発展を図る」との理念の下、内にあってはクラブ本来の目的である友愛と相互扶助の精神に基づき、広く同友の士の賛同を得て名と共に体の刷新を図らんとするものであり、また、外にあっては、弁理士としての使命職責を良く見極め、派利、派略を超え斯界の改革並びに知的財産権制度の健全なる構築に寄与せんとするものである。

弁理士同友会の行動目標

一、「弁理士像の理想を求めること」

会員が弁理士としての崇高な理想像を追求する為に、深い教養と高い品位の保持と向上に務め得る研鑽の場たる環境作りを目指すこと。

一、「職域環境の充実を図ること」

会員が弁理士としての使命職域を遂行する為に、相互の努力により多面的な情報を収集し、得られた建設的で有意義な意見を内外に表明し得る母体たる環境作りを目指すこと。

一、「友愛・相互扶助を図ること」

会員が弁理士としての個々の立場をより安定して維持し得る為に、友愛と互譲の精神に基づき、個人的、社会的環境の変化に対応でき得るよう相互の関係強化を図り扶助できる場たる環境作りを目指すこと。

一、「社会的責任・国際貢献を果たすこと」

会員が弁理士として内外の職務を遂行するにあたり、指導的立場としての社会的責任を自覚し公正の維持に務め、また、国際的にも貢献し得る専門家集団にふさわしい母体たる環境作りを目指すこと。

弁理士同友会だより 平成27年度号(電子版第7号)目次

※各目次はハイパーリンクになっています

同友会だよりの発行にあたって

平成27年度広報担当副幹事長	川崎 ひかり	6
----------------	--------	---

弁理士同友会幹事長挨拶

平成27年度弁理士同友会幹事長	青山 仁	7
-----------------	------	---

日本弁理士会会長挨拶

日本弁理士会前会長	古谷 史旺	9
-----------	-------	---

日本弁理士会執行役員会報告

平成27年度日本弁理士会副会長	粕川 敏夫	13
-----------------	-------	----

日本弁理士政治連盟報告

平成27年度日本弁理士政治連盟理事	古谷 史旺	15
-------------------	-------	----

平成27年度弁理士連合クラブ報告

平成27年度弁理士連合クラブ副幹事長	森 俊秀	17
--------------------	------	----

平成27年度日本弁理士会 委員長・センター長報告

例規委員会	吉村 俊一	19
-------	-------	----

会員規律に関する特別委員会	丸山 英一	21
---------------	-------	----

平成27年度褒章受章者・表彰受賞者の声

平成27年度黄綬褒章	戸川 公二	22
------------	-------	----

平成27年度「知財功労賞」(特許庁長官表彰)	田中 幹人	24
------------------------	-------	----

平成27年度弁理士同友会三役奮闘記(総務・会計)

総務担当副幹事長	高下 雅弘	26
----------	-------	----

会計担当副幹事長	田辺 恵	28
----------	------	----

平成27年度弁理士同友会委員会報告(福利厚生委員会)

「旅行会、受賞・受章報告会及び当選祝賀会等」

福利厚生委員会委員長	吉田 倫太郎	30
------------	--------	----

平成27年度弁理士同友会地域活動報告

北海道委員会委員長	古田 和義	・・・・・・・・	34
東海委員会委員長	坂岡 範穂	・・・・・・・・	36

平成27年度弁理士同友会委員会報告

人事委員会報告			
人事委員会担当副幹事長	山下 幸彦	・・・・・・・・	41
役員協議委員会報告			
役員協議委員会担当副幹事長	中原 文彦	・・・・・・・・	44
政策委員会報告			
政策委員会委員長	本田 淳	・・・・・・・・	46
研修委員会報告			
研修委員会担当副幹事長	松本 直子	・・・・・・・・	48
法規委員会報告			
法規委員会担当副幹事長・委員長	徳増 あゆみ 中村 盛夫	・・・・	53
組織委員会報告			
組織委員会委員長	河合 利恵	・・・・・・・・	56

平成27年度同友会広報委員会特別企画

弁理士3者鼎談『“同業他者（社）”は何を思う？』	・・・・・・・・	66
同友会の属性分析『同友会ってどんな人がいるの？』河合 利恵	・・・・・・・・	73

会員の広場 新規入会者より

会員	横田 香澄	・・・・・・・・	78
会員	鈴木 聡子	・・・・・・・・	79
会員	木下 郁江	・・・・・・・・	80
会員	家田 真吾	・・・・・・・・	81
会員	佐藤 秀信	・・・・・・・・	82
会員	河田 良夫	・・・・・・・・	83
会員	堀井 美貴	・・・・・・・・	84
会員	城田 晴栄	・・・・・・・・	85

会務報告

平成27年度総務担当副幹事長	高下 雅弘	・・・・・・・・	86
----------------	-------	----------	----

同友会通信

野球同好会「パイレーツ」	小島 猛	・・・・・・・・	9 1
テニス同好会	神崎 正浩	・・・・・・・・	9 4
女子ゴルフ部「C h e e r s ☆ゴルフ部」	田辺 恵	・・・・・・・・	9 5
ジョギング部「エンペランズ」	大橋 剛之	・・・・・・・・	9 7

資料

平成 2 7 年度弁理士同友会役員等名簿	・・・・・・・・	1 0 0
平成 2 7 年度日本弁理士会役員等名簿	・・・・・・・・	1 0 5
弁理士同友会会則	・・・・・・・・	1 1 0

編集後記

広報委員長	笹川 拓	・・・・・・・・	1 1 3
-------	------	----------	-------

表紙「題字」	田中 武文
「シンボルマーク」	早川 正広

同友会だよりの発行にあたって

平成27年度広報担当副幹事長

川崎 ひかり

同友会会員の皆さま、こんにちは。
平成27年度の同友会活動の記録がここから始まります。

「今年の同友会は、何か違う?!」

会員の皆さまに少しでもそんなふうに思っただけのよう、広報委員会として2015年は今までと異なる様々な試みをした一年だったといえます。今年度の『同友会だより』に2つの特別企画（66頁「弁理士3者鼎談『“同業他者（社）”は何を思う?』」、73頁「同友会の属性分析『同友会ってどんな人がいるの?』」）を取り入れたことも「今年の同友会は、何か違う?!」の一つです。

私自身にとってこれらの試みは、いずれも同友会の会員であることの意味を知るためでした。同友会ってなんだろう、会派の意義ってなんだろう、とふと湧いた疑問に対する答えは、今年一年間の同友会の活動を綴ったこの先のページのどこかに見つかるでしょうか。

【謝辞】

同友会に入会して数ヵ月足らずの私に広報委員会担当副幹事長の任を与えて下さった幹事長の青山仁先生、広報委員会の活動をご理解下さり、思うところを自由にさせて下さった副幹事長の先生方、常に惜しみない励ましとサポートを下さった広報委員会委員長の笹川拓先生、多忙の中で委員会を支えて下さった広報委員会委員の古川友美先生、三島広規先生、大和田昭彦先生、木下郁江先生、広報委員会オブザーバーの井澤幹先生、高下雅弘先生に、心から感謝いたします。ありがとうございました！

以 上

弁理士同友会幹事長挨拶

平成27年度弁理士同友会幹事長

青山 仁



平成27年度弁理士同友会幹事長を務めさせていただきました青山仁です。

幹事長在任中には、弁理士同友会会員の先生方から数々のご支援、ご協力をいただき、大変感謝しております。また、粕川敏夫副会長を筆頭に、弁理士同友会会員の先生方が多方面でご活躍されたことは、幹事長として大変誇り高く、嬉しい限りです。

さて、弁理士同友会は平成26年に創立50周年をむかえ、今年度は次の50年に向けて第一歩を踏み出す年度でした。そこで、今年度は「組織の継続性担保」を基本方針として会務を運営して参りました。かかる基本方針の下、これまで指摘はされながら実行されなかった事業として、「会員名簿の整理・統合」および「会費制度の見直し」に着手しました。どちらの事業もパンドラの箱を開けるようなものであり、着手は躊躇されました。しかし、ここで着手しなければまた何年も先送りされるだろうと考え、思い切って着手に踏み切りました。

結果として、前者については、これまで同友会内に存在していた複数の名簿の一元化を図るとともに、内容更新が迅速かつ正確に行える体制が整えられました。後者については、会費低減にまでは至りませんでした。会費納入状況を精査するとともに一部会員に対しては分割納付制度を導入しました。また、会費制度を見直す過程で過去の会計収支の状況も明らかになり、様々な“気付き”が得られました。これら2つの事業を遂行する過程では、高下雅弘総務担当副幹事長および田辺恵会計担当副幹事長の大変な尽力があったことをご報告するとともに、お二人にはこの場をお借りして御礼申し上げます。また、様々な局面において同友会会員の皆様にご支援、ご協力をいただきましたことについても併せて御礼申し上げます。

今年度の事業計画の基本方針である「組織の継続性担保」は、同友会が質的・規模的にさらに拡充し、益々発展した姿で創立60周年、70周年、そして100周年を迎えられるようにすることを念頭に置いて掲げたものでした。

しかし、一年間の任期を終えた現在、単に組織の継続を指向するだけでは足りない、より率直に申し上げれば、このままでは組織を継続させることは困難である、と考えるに至りました。「無会派層の増加」や「会務に無関心な弁理士の増加」などが叫ばれて久しいですが、同友会内にも会務に無関心な会員やあまり協力的ではない会員が存在することは事実です。

しかしながら、会派に所属しているか否かによらず、我々弁理士は知的財産権制度および弁理士

制度の下に存在しています。これら制度の維持・発展に関して日本弁理士会が如何なる役割を果たしているのか（果たすべきなのか）、日本弁理士会がその役割を果たす上で会派が如何なる役割を果たしているのか（果たすべきなのか）、について弁理士一人一人がしっかりと考える必要があります。

私は、現在の日本弁理士会や同友会を含む会派の組織形態が唯一無二であるとは思っておりません。幹事長を経験した現在、会派はその存在意義を再確認するとともに、時代に即した新たな組織形態の模索も含めて自らを見つめ直すべきときにきたのではないかと思っております。かかる思いは、決して同友会に対する否定的な考えに基づくものではありません。幹事長在任中には様々な経験をさせていただきました。もちろん、楽しいことばかりではなく、辛いことや、悲しいこと、腹が立つことも多々ありました。しかし、その経験を経て思うのは、「同友会って悪くないよな」ということであり、同友会を形成しているのは個々の会員ですから、つまりは「同友会会員って悪くないよな」ということです（この場で使うには適切な表現でないことは承知していますが、ご容赦下さい。）。

最終的に上記のような思いに至ったのは、この一年の間に皆様のご支援、ご協力に接したからであり、また、私を支えてくれた副幹事長の面々がいたからであり、これらの方々には改めて深く感謝申し上げます。

幹事長の任は解かれましたが、今後も同友会会員の一人として同友会の発展に貢献できれば幸いと思っておりますので、引き続き宜しくお願いいたします。

以 上

会長の2年間を振り返って！

日本弁理士会前会長

古谷 史旺



～執行役員会の組織上の問題点を規則改正して是正！～

平成27年3月31日付で平成25年～26年度の日本弁理士会会長を終え、早くも9ヶ月が経ちました。

最初の1年間は、石川 憲先生に官房長官役の副会長を務めていただき、残りの1年間は吉村俊一先生に務めていただきました。お二人の性格は対照的でしたが、独善的な私を見放しもせず、キレもせず、良く支えてくれました。感謝の一語に尽きます。

執行役員会は、会長と8名の副会長、そして11名の執行理事、合わせて20名で構成されています。会長以外の任期は1年ですから、2年間で38名のご協力を仰いだことになります。ただ、執行理事の中には2年続けて支えてくれた者が3名、そして副会長として残ってくれた者が1名いました。私を除けば(笑)それぞれ個性豊かな仲間達で、口角泡を飛ばす議論は毎度のことでした。一人でも意見を固執する者がいれば、その場で結論を求めることはせず、次週へ先送りして議論を深めました。それでも納得しない顔を見せたときには、黙殺することはせず、必ず採決で結論を出しました。採決を求めたのは1年間で2～3回でしたが、採決では圧倒的大差で固執する意見が排除されました。意見が真っ二つに割れることは全くありませんでした。誠に安定感、安心感のある仲間達でした。

毎週水曜日の午前10時20分から午後5時が定時ですが、正副会長は10時から週間スケジュールのチェックを行いました。

心掛けたことと言えば、“定刻開始、定刻前終了”です。初めの頃は2～3分遅刻しても議長役の私から大きな声で叱責され、首をすくめる役員もいましたが、やがて遅刻も無くなりました。それでも常に滑り込む強者(女性)はいましたが… (笑)。

遅刻者のため、説明を初めからやり直さなければならないムダを極端に嫌いました。議論が不活発な場合は、議長役の私の方から見境なく名指しで意見を求めました。油断も隙もない緊張感を持たせ続けました。居眠り、内職のスキを与えませんでした。執行役員会の座席は、会長を中心に内側が副会長席、外側が執行理事席と二重の円形に配置されているので、全体を隈無く見渡せましたし、一寸した動き、不自然な停止状態(居眠り)でも、誰が何をしているのか、すぐ分かりました。

安心感、安定感のある仲間達のお陰で、審議は頗る順調に進み、だいたい午後4時前には執行役員会

を終えることができました。ただし、12月を超える頃になると、多種ある機関、委員会から答申書、報告書等が提出され、毎週100件を超える議案審議に追われることになります。手際よく裁かないと、その日のうちに結論が出せなくなります。100件を超える議案審議に追われることの良し悪しは別の議論待ちとして、20名全員が情報を均一に持つという利点がありました。誰一人として、斜に構えて取り組む者はいませんでした。有り難いことです。

素晴らしい仲間達は良いのですが、日本弁理士会の組織として首を傾げたくなる規則があり、私の時代に絶対に直そうと決めました。

上記のとおり、執行役員会は、会長と8名の副会長、そして11名の執行理事、合わせて20名で構成されています。そして、定足数、執行役員会の議事については、次のように規定されていました。

(役員の職務)

会則第61条の2…会長は、本会を代表し、その会務を総理する。

2. 副会長は、会長の定めるところにより、会長を補佐して会務を執行する。

3. (割愛します。)

4. (割愛します。)

5. 執行理事は、会長又は副会長の委嘱を受けて本会の常務を執行することができる。

(執行役員会)

会則第69条…会長、副会長、執行理事は、執行役員会を組織する。

(役員の選出)

会則第63条第3項…執行理事は、その過半数を常議員の中から、その余を弁理士から、会長の指名により選任する。

(定足数)

会則71条…執行役員会は、会長及び副会長のうち過半数が出席し、かつ執行役員会の構成員の過半数が出席しなければ開会することができない。

(執行役員会の議事)

会則第72条…執行役員会の議長は、会長がこれを務める。

2. 執行役員会における議決は、出席した執行役員会の構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

上記の規定で理解されるように、執行役員会は、1名の会長と8名の副会長と11名の執行理事(過半数は常議員、その余は会長指名)とで構成され、会長及び副会長の過半数と、加えて、全体の過半数以上が出席しなければ開会することができない規則になっています。

この定足数は、審議するときの絶対条件で、いざ進めてみると、かなり高いハードルとなっています。弁理士会には附属機関が6、委員会が39、ワーキンググループが10あり、これを8名の副会長が11名の執行理事にサポートされて捌くことになります。

任期の後半を過ぎると、上記の機関、委員会等の活動も活発になり、執行役員会の途中で抜け出さざるを得なくなることもあります。そんなときに定足数の心配が起きます。私の経験でも年間に何回かは

ありました。

副会長と執行理事は、最低でも毎週1回は一日忙殺され、その上、付属機関、委員会などを担当し、大変な重荷を背負い込みます。

それでも、会長と副会長は、それなりの覚悟のもとで選挙を勝ち抜いてきていますが、執行理事にとっては、計り知れない重圧です。常議員になられる方の多くは、弁理士登録して3～4年で、会務経験は浅く常議員会の開催も年2～3回というのが実情ですから…。 会長指名の執行理事にしても、2～3の委員会を担当して頂くだけのはずが、フタを開けてみれば、執行役員会開催の定足数にカウントされ、すべての議決に加わらなければならない規則になっています。負担は正副会長と少しも変わりません。

執行理事には、もう少し負担の少ない形で、会長又は副会長の委嘱を受けて常務を執行して頂くべきです。また、選挙で会員の付託を受けている者と受けていない者とが、すべての議決に関与する仕組み(規則)そのものが、間違っていると言わざるを得ません。

そこで、平成26年3月19日に開催した日本弁理士会の臨時総会で、執行役員会の規則を改正し、概略次のようにしました。

第一に、兼任を禁止しました(会則第62条)。これにより常議員でありながら執行理事になる不可解な制度は無くなりました。

第二に、第一の改正を受けて、執行理事は、弁理士の中から会長の指名により選任する、こととしました(会則第63条第3項)。

第三に、執行役員会は、会長及び副会長の過半数が出席しなければ開会できない、こととしました(会則第71条)。

第四に、執行役員会における議決権は、出席した会長及び副会長が有し、その議事は、議決権総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長である議長の決するところによる、としました(会則第72条)。

第五に、「執行理事は、会長又は副会長の委嘱を受けて本会の常務を執行することができる。」の現行規定(会則第61条の2第5項)は、そのまま残しました。

第六に、「執行理事は、執行役員会に出席し、議案に関して報告及び説明を行い、意見を述べることができる。」と規定(会則第72条第3項)して、執行理事の立場を明確にしました。

※第二～第六の改正により、執行理事は、執行役員会に「委嘱を受けた事項の議案審議のときに出席し、議案に関する報告及び説明を行い、意見を述べる」だけで良く、負担は著しく軽減されることになります。

第七に、会長は連続2回、副会長は連続4回まで選任できることとし、回数制限を設けました(会則第63条第1項及び第2項)。これにより人事の停滞が無くなり、会務運営の刷新が図れることになります。

第八に、会長だけでなく副会長も有償制にしました(会則第65条の2)。会長のみならず副会長も激務です。有償制は当然のことと思います。

改正した役員制度は、平成27年4月1日から施行されていますが、改正の意図が全く理解されていないようであり、断腸の思いを禁じ得ません。

(平成27年12月25日投稿) 以上

日本弁理士会執行役員会報告

1年間を振り返って

平成27年度日本弁理士会副会長

粕川 敏夫



弁理士同友会からご推薦をいただき平成27年度の日本弁理士会副会長を務めさせていただいております粕川敏夫でございます。

弁理士同友会の会員の皆様におかれましては、日頃より、ご支援、ご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。私の任期も余すところ僅かになりましたが、最後まで引き続きのご支援を賜りますようお願い申し上げます。

私の主な担当会務としては、広報センター、弁理士推薦委員会、特許委員会、バイオ・ライフサイエンス委員会、知財訴訟委員会、知財活用推進委員会、知財システム検討委員会、四国支部を担当させていただきました。

平成27年度の執行部は、「弁理士知財キャラバン」をはじめとする中小企業、地方の企業への支援に力を入れてきました。これまでの弁理士業務は、権利の取得のための業務が大半を占めておりますが、環境の変化から、特に中小企業、地方の企業からは企業経営に直結する知財のパートナーとして弁理士への期待も高まっていると感じております。今年度は、各支部のご協力のもと地域でのキャラバン隊を立ち上げ、後半は徐々に実績も上がってきております。今後、支援委員が増えるにつれて、次年度に向けて大きな成果が出るように取り組んでいるところでございます。私の担当している広報センターでもキャラバンに向けた広告を積極的に行わせていただきました。

また、現在、特許出願件数の減少という現状から、弁理士のコア業務の拡大も大きなテーマとなっております。特に、グローバル化の大きな流れのもと、本年度はPLT条約加盟やグローバルドシエ構想への対応など知財のグローバル化に対する対応も大きなテーマでした。これについては、各国弁理士団体の会長レベルの方をお招きして「プレジデントミーティング」を7月と1月に開催いたしました。今後のグローバル化に向けて、今後も連携していくことが宣言されました。

また、特許委員会では明細書の記載要件などの検討も進めていただいております。その成果を東京、名古屋、大阪で開催する公開フォーラムとして会員の皆様に実務に役立つ情報提供させていただきました。

また、国内での出願件数減少は国内でのイノベーションの低下をもたらす大きな原因となります。そのためには、大企業において日本での特許出願の魅力を高めること、そして中小企業に対して特許や実用新案などを出願することを働きかけることが必要となっております。この点では、実用新案制度の改

正も踏まえた検討を行っていただいております、今後の成果を出せるように取り組んでおります。

今年度は、知的財産戦略本部で「知財紛争処理システム検討委員会」が立ち上げられ、原告側の立証の容易化、損害賠償額の適正化などについて議論が進められております。特許などの知的財産権も、取得するだけでなく如何に活用を行うかが、これから非常に重要となってきております。ユーザは権利が活用しやすい国を選択して特許を出願する傾向がより強くなると考えられます。そのためにも、知財訴訟の分野は非常に重要であり、今後より権利の活用が進むとともに、知財訴訟の分野においても弁理士が活躍の幅を広げることで、ユーザのニーズを満たすように取り組んでおります。

また今年度は、PBP 最高裁判決や、医薬品特許の存続期間延長に関する最高裁判決など、実務に直結する大きな判決がありました。またその他にも、機能性食品に関する審査基準改定など、様々な実務に直結する事項が議論されており、特許委員会、バイオ・ライフサイエンス委員会をはじめとする各委員会の方に対応していただきました。

また、今年度後半には、いわゆる外弁と日本弁理士による混合法人（いわゆる B 法人）設立の検討が始まっております。このいわゆる B 法人が認められると、B 法人による日本国特許庁への特許出願の代理が可能となり、弁理士の業務に対する影響は大きなものとなります。この問題については、会員の皆様のお力を結集して取り組む必要があると思っております。今後とも、是非会員の皆様のご協力をいただければと思っております。

最後に、これまで微力ながら副会長としての職責を何とか果たすことができましたのも、弁理士同友会の皆様のお力添えと感謝しております。

今後とも何卒よろしくお願い申し上げます。

以 上

日本弁理士政治連盟報告

日本弁理士政治連盟理事

古谷 史旺



日本弁理士政治連盟(以下、弁政連という。)は、1974年(昭和49年)弁理士会の臨時総会で結成することが決議され誕生しました。

当時の弁理士会の会員数は、1,800名前後、弁政連の会員数は380名で全体の20%強、特許庁長官は齋藤英雄氏、弁理士会会長は小橋一雄氏、弁政連の初代会長は福田信行氏でした。その時から42年が経過した現在、弁理士会の名称も日本弁理士会に改まり、会員数は10,901名に膨れ上がりましたが、弁政連の会費納入者は1,039名です。全体の10%以下の有志で支えられています。この窮状をご理解しご協力ください。

〔平成27年度の活動報告〕

弁理士の使命について

平成26年4月25日(2014)、「弁理士法の一部改正」が国会で成立し、平成27年4月1日(2015)付で施行された。

日本弁理士会の永年の願いであった「使命条項」が、弁理士法第1条に創設されたことは画期的なことで、内閣法制局に言わせれば、法律の第1条を変更することは、憲法改正に匹敵する難しさだという。

◎弁理士法 第1条(弁理士の使命)

『弁理士は、知的財産に関する専門家として、知的財産権の適正な保護及び利用の促進、その他の知的財産に係る制度の適正な運用に寄与し、もって経済及び産業の発展に資することを使命とする。』

その中で「知的財産」とは、(平成14年法律第122号)第2条第1項『知的財産基本法』で規定する用語、および「知的財産権」とは、同法第2条第2項で規定する用語と、それぞれ同義であることが明記された。

外国法事務弁護士の法人化について

外国法事務弁護士のA法人に関する法律は成立したが、平成28年3月1日に施行されたばかりで未だ実績も積んでいない。時の谷垣禎一法務大臣は、「A法人の実施状況を見てB法人を認めるか否かを判断する。」と国会で答弁されている。B法人(混合法人)を認める環境が整ったとは言えない。

寧ろ、外圧に屈する形で法案化を急げば、独立国家としての日本の存在を見失うことになる。時期尚早である。

〈外国法事務弁護士の法人化法案の内容〉

(1) A 法人…外国法事務弁護士のみで組織する法人 (平成 26 年 4 月 25 日法案成立)

(2) B 法人(混合法人)…外国法事務弁護士と日本の弁護士とで組織する法人 (未成立)

〈日本弁理士会が問題視している点〉

1) 外国法事務弁護士は、自国の法律事務のみを扱える縛りが掛かっている。だから、A 法人であれば、特に問題とはならない。

2) しかし、B 法人(混合法人)の場合、日本の弁護士は、弁護士法第 3 条で弁理士と税理士の仕事ができる制度となっている。しかも、日本の特許庁は、法人代理出願を認めているから、B 法人(混合法人)による特許出願が為された場合、外国法事務弁護士は、自国の法律事務のみを扱える縛りが掛かっているにも拘わらず、日本の特許法に基づく特許出願手続が実質的に行えることとなり、違法行為を認める法律を作ることになる。

3) アメリカは弁護士が 100 万もいる。法と正義より「ビジネス」優先であろう。日本の弁護士が「法と正義」を振りかざしても、バックに控える巨大資本の「ビジネス」優先に敵うはずがない。したがって、対等な関係は築けず、外国法事務弁護士に牛耳られることになる。そうすれば、日本の国防に関する出願前技術情報、最先端の出願前技術情報が海外に流出することを加速させてしまう。それこそ国策が問われる。

杉本弁政連会長の辞任と後任の会長について

日本弁理士政治連盟会長の杉本勝徳氏が平成 28 年 2 月 23 日付で任期途中の辞任をした。辞任理由は憶測が飛んでいることから多くを語ることを控えるが、私が日本弁理士会の会長に選出された後を受けての就任だっただけに無念の思いを禁じ得ない。

ただ、日本弁理士政治連盟の会長は、政治的要請と事情から緊急で対応を迫られることが多く、その難しさも痛感させられた。そういう点では杉本氏は気の毒であった。心から感謝の意を表したい。

平成 28 年 3 月 2 日に開催された日本弁理士政治連盟の「理事会」において、後任の会長には、水野勝文氏が満場一致で選出された。

日本弁理士会執行部と緊密な関係を再構築し、弁理士を取り巻く様々な難問に対し、一致協力して取り組んで貰いたいと願っている。

以 上

平成27年度弁理士連合クラブ活動報告

平成27年度弁理士連合クラブ副幹事長

森 俊秀



平成27年度、弁理士連合クラブの副幹事長を務めさせていただきました、森俊秀です。

思い返せば、平成26年末の同友会の忘年会に出席したのが間違いだったと思います。大学時代からの先輩である青山先生から、いつものあのさわやかな笑顔で「連合の副幹事長やってよ」と軽いノリで頼まれ、あまり考えずに大役を引き受けてしまいました。後悔先に立たずです。昨今では、弁クの一部の先生からまで「断る力が弱い」との評価をいただく羽目になっており、同友会からみて「(都合の)いい人」からそろそろ脱却したいとは常々思っております。

さて、私の本年度の担当ですが、総務委員会と政策委員会の2つの委員会を担当させていただきました。

総務委員会の委員長には、同じ事務所の大橋剛之先生に無理やりお願いして就任して頂きました。大橋委員長の精力的かつ的確な対応のおかげで、弁理士連合クラブの会務運営を滞りなく進めることができました。本当に感謝しております。総務委員会の仕事は、幹事会・総会の設営および運営、弔電等の手配、会計処理などが主な仕事であり、基本的に例年通りのルーティンワークなのですが、本年度の特筆すべき事項としては、弁理士連合クラブ選出の古谷執行部の役員慰労会を、5月11日に銀座のクルーズ・クルーズにて開催し、盛会のうちに終えることができたことでした。当日出席された皆様には改めて御礼申し上げます。

次に、政策委員会ですが、本会選出の副委員長として本田淳先生に就任して頂きました。本年度は、単位会派の政策委員が連合の政策委員を兼務して政策の検討を単位会派に丸投げする実態を改め、各単位会派でそれぞれ連合クラブの政策委員を選任して頂いております。そして、同友会側の意見を本田先生に集約して頂き、弁理士連合クラブの政策委員会では単位会派の意見をベースに連合の政策を議論するというスタイルで一年間活動しました。本年度の活動としては、日本弁理士会が随時開催する政策・議案等の説明会に参加するとともに、3回の委員会を開催し、日本弁理士会執行役員会からの要請に対して答申書を提出いたしました。

なお、同友会の政策委員会では意見がなかなか集まらず、今年度の同友会の政策提言は本田先生の努力なくしては機能しなかったと思います。本田先生本当にありがとうございました。

最後になりますが、弁理士連合クラブの副幹事長として、旅行会や祝賀会などをはじめとして一年間

貴重な経験をすることができました。個人的には、連合の祝賀会での余興のサンバが強烈に印象に残っています。この場を借りて、弁クの山本幹事長および永岡副幹事長、本会の石川副幹事長、他、本年度の弁理士連合クラブの運営にご協力を賜りました会員の皆様に御礼申し上げます。

以 上

平成27年度日本弁理士会 委員長・センター長報告

例規委員会報告

平成27年度日本弁理士会例規委員会委員長

吉村 俊一



平成27年度日本弁理士会例規委員会の委員長の吉村俊一です。

本年度の例規委員会は、委員長1名、副委員長1名、委員8名の計10名で構成されています。弁理士同友会では、私と、坂口信昭先生が委員会のメンバーになっています。なお、前年度は石川憲先生が委員長であり、2年連続して弁理士同友会会員が委員長を務めています。

当委員会の職務権限は、「日本弁理士会例規に関する調査、研究をし、例規全般の整合性を図る措置を講ずること」であり、日本弁理士会における会則、会令、会規、内規、ガイドライン等の改正や、新しい規則の制定等について審議しています。

例えば、新しい事業を行う根拠となるべき規則の制定案や、会員が順守すべきルール of 改正・制定案等について執行役員会から諮問された場合に、その規則案が日本弁理士会の例規に照らして妥当なものであるかを審議し、必要に応じて修正や訂正を行って執行役員会に答申しています。したがって、総会や常議員会で審議対象となる改正案や制定案は、すべて例規委員会で審議することになります。

本年度は、現在まで10の諮問事項を検討しました。その中で、会則、会令に関するものは総会議案となり、直近の臨時総会で審議されることになります。

本年度も多岐にわたる改正案や制定案を検討してまいりました。既に答申書を提出して公表されたものは以下のとおりです。

- ・諮問事項1「総合的知的財産支援規則に関する関係例規の一部改正について」
- ・諮問事項2「会員の処分に関する関係例規の一部改正について」
- ・諮問事項3「内規『会員の処分に係る公表に関する細則』の制定について」

残りの7つ諮問事項に対する答申書は未だ公表されていないので、ここでの紹介は控えますが、様々な内容について審議しています。

例規委員会は、執行役員会の意向を反映した内容を審議する委員会ですので、いわゆる筆頭副会長が担当します。特許委員会や商標委員会等の実務系委員会に比べると地味ではありますが、重要な委員会であり、改正や制定する規則案を十分に精査するため、論理的思考と法令用語についての知識も求められます。

委員会での議論はとても活発で活気があり、非常にやり甲斐のある委員会です。簡単ですが、例規委

員会のご紹介をさせていただきました。

以 上

平成27年度日本弁理士会 委員長・センター長報告

会員規律に関する特別委員会報告

平成27年度日本弁理士会会員規律に関する特別委員会委員長

丸山 英一



今年の委員会では、(1) 外部委員の登用、(2) 処分の公表に関する内規と運用基準を作成および(3) 会員の悪質な例規違反のおそれがある事案等について、事前公表することの検討及び提言の3つに関して主に議論しました。

外部委員の登用は、綱紀委員会や審査委員会に外部委員を登用する際に、いかなる団体をお願いすべきかを議論し、候補が決まったら庁の意見も聞いて慎重に関係団体を選定しました。庁にも久しぶりに行きました。各団体には、担当副会長、執行理事、委員長の3人(事務局同伴)であいさつ回りに行きました。無事お願いできたように思います。

処分の公表に関する内規と運用基準は、HPにどのように公表するかという点の検討であり、プライバシーの尊重という視点は極めて重要であり、慎重に検討しました。

会員の悪質な例規違反のおそれがある事案等についての事前公表は、難しいテーマでした。そもそも処分の公表というのは、審査委員会における処分が出た場合に公表する規定になっているのが現状です。このテーマは、処分が出ない場合でも事前公表が必要だという場合があるので、検討してほしいというものでした。

審査委員会の処分決定まで長時間がかかるというわけでもありません。にもかかわらず事前公表が必要なのは、悪質事例で、被害の拡大が予想される場合ということでした。

名前を公表すれば被害の拡大が必ず防止されるわけではありません。日本弁理士会はありとあらゆる手だてを打って被害の拡大を防止します。その一つの手だてが事前公表だというようにご理解いただけたらと思います。

以 上

平成27年度褒章受章者・表彰受賞者の声

私の回り道と奇縁の方々との出会い

平成27年度黄綬褒章

戸川 公二



I. [奇縁] = 私が黄綬褒章を受章できたのは、私が弁理士で、かつ、同友会のメンバーと数多く知合いになり親密になったことによる。

私が弁理士という職業を選んだのは全く偶然である。当時、弁理士は殆ど無名だった。なぜ、私が弁理士を生業に選んだかと言うと、私が大学卒業前に父が49歳で急逝したことによる。父が急逝したのは大番狂わせであり、私は父が起こした事業を兄と共同経営せねばならなくなった。そのため同年の友人と較べ出発が7年も遅れた。人生の出発時点で躓いた私は生き方を悩んだ。私は遅れを挽回するために“田辺経営相談所(大阪)”の経営コンサルタントである「米田晴彦」先生に相談した。米田先生は新商品開発の仕事をしておられ、中小企業の経営者に指導をしていた。その米田先生によれば、企業が良いアイデア製品を売出しても直ぐに紛い物や安直な模倣品が出現して真似されてしまうため、特許や実用新案で武装することが肝要と考えておられ、これからの若い人達は弁理士の資格を狙うべきだと思っておられた。そこで、田辺経営の顧問弁理士の「大門博」先生に、私を引き合わせて下さった。

一方、大門先生は、京都の生産開発科学研究所（「生研」と略称）の首脳であり、京都大学を始めとする様々な大学が研究開発した新技術や新製品を一般企業に橋渡しをするという今でいう産学協同の仕事をしておられた。大門先生を知り得た私は、弁理士という職業の前途に明るい希望を見出して、直ちに入門を願い出た。

大門先生は何事にも基本を重視される方で弁理士を志す以上は、法律を基本から学べと云われて、「尾高朝雄(おたか ともを)」教授の「法哲学」全集を読むように云われた。そして、生研には、弁理士の「安藤順一」先生もおられて、特許明細書の書き方や特許・実務全般に互い指導をして戴いた。今もし、弁理士に必要な知識を広範囲に指導をして貰える生研の如き機関があったら、知財教育として理想的である。“先見の明”のある大門先生は直ぐに役立つ弁理士を指導できる機関を創設する構想を持っておられたのであろう。

私は、そんな先進的な指導者の下で知財を学ぶことができ、幸い、昭和47年の弁理士試験に合格できた。生研で特許実務を学ばせて戴いた私は、“ふるさと”の福井市で開業の是非を伺い出た。大門先生は福井開業を危ぶみ大阪か京都での開業をお勧めになったが、私の親のことも考えて、多分苦勞するであろうと念を押して、現在の住所地で事務所を開設することに賛同して戴いた。

Ⅱ. [地方都市“福井”での開業]＝福井県には、明治32年の弁理士制度が発足して以来、私が開業する迄の間に14名の弁理士がいた。

私の開業時には、13代目の「中垣内幸吉」先生と、14代目の「橋本順一郎」先生の2軒の特許事務所だけが残っていた。私は2軒しかない事務所環境の中で開業した。2軒しか事務所が存しないということは、知財需要が少なく、持ち込まれる依頼案件も少ないということを意味し、当初は下請業者もいないため、苦労が多かった。

それでも、私は悪戦苦闘の末、「石の上にも3年」の理どおりに、段々と事務所経営は安定して行った。

Ⅲ. [「竹内 裕」先生との出会い]＝前述した安藤先生を介して私は、「竹内 裕」先生とお知り合いになった。竹内先生は、安藤先生と同期であり、竹内先生と知り合いになった私は、元桜門弁理士クラブと称していた「弁理士同友会」に入会した。桜門弁理士クラブに入会して最初の仕事は、接戦だった常議員選挙で桜門クラブが推薦した先生に弁理士会館まで出張して投票することであった。しかし、私が投票した先生は落選されてしまった。

Ⅳ. [古谷史旺]先生との出会い]＝弁理士同友会に入会したのを機会に古谷史旺先生と知り合った。その古谷先生が、弁理士会の会長に立候補した。私は大した集票力はなかったが、それでも北陸地区で可能な限りの応援をした。古谷先生は苦節十年の苦労が実って遂に会長選挙に当選した。古谷会長は特許庁のイエスマンでない従来に類例をみない弁理士会の気骨のある会長で、私に大きな希望を与えてくれた。

Ⅴ. [北陸委員会の結成]＝その裡、北陸で弁理士を糾合して、北陸での委員会を結成せよとの呼び掛けがあり、私が北陸部会の部会長の際、北陸支部に所属する弁理士の「松田忠秋」先生、「木森有平」先生、「川崎好昭」先生、および「大谷嘉一」先生らに呼び掛け、金沢市の湯涌温泉で結成式を開いた。始めは同友会本部も研修会を積極的に開催し活気があったが、近年は弁理士クラブに押され、大谷先生が脱会するに及び会勢は衰えた。だが、名古屋支部から「北川泰隆」先生が移籍されて結成当初の員数を回復した。現在は、木森先生が中心となって活動を展開している。

Ⅶ. [むすび]＝思い返すと、田辺経営相談所の経営コンサルタントの故・米田晴彦先生、故・大門先生、安藤先生、竹内先生、および古谷先生、さらに同友会の数多くの先生方へと連なる多くの出会いの連鎖が、私を黄綬褒章の授章へと導いた天与の奇縁である。

以 上

平成27年度褒章受章者・表彰受賞者の声

知財功労賞受賞のご報告

平成27年度「知財功労賞」（特許庁長官表彰）

田中 幹人



同友会の先生方、こんにちは。田中幹人といいます。

古谷会長（平成25/26年度弁理士会会長）のご推薦を戴き、平成27年度知財功労賞（特許庁長官表彰）を受賞することができました。

妻とともに出席した4月17日の表彰式は気恥ずかしくも、晴れがましいものであり、一生の思い出となりました。心より感謝申し上げます。

表彰式の前夜には、宿泊先のホテルに離れて暮らす子供たちや長年の友人がお祝いに駆けつけてくれ、楽しい一時を過ごすことができました。

私は日本大学の弁理士科研究室の出身であり、同友会にも30年以上は在籍しているはずですが（多分）、故郷で独立開業したため、同友会の活動に参加することが適わず、殆どの先生方と面識がありません。直接の面識は、僅かに、ご指導戴いた先輩、研究室時代の仲間、会務活動でお目にかかった先生方であり、後はお名前を存じ上げている先生方がいらっしゃるくらいです。この機会によりしく願います。

このような幽霊会員にもかかわらず、今回の受賞に際しては、ご丁寧にもお祝いのお花を戴き、うれしく思いました。

私は、弁理士として特別な活動はしておらず、弁理士業務の範囲で、発明相談会、商工会議所等の専門指導員、企業、自治体、発明協会、大学等のセミナー講師等を担当し、会務活動についても、本会の各種委員、弁理士試験委員、常議員等を、又中国・四国部会の時代から、四国支部に至る現在まで、支部会員の責務を一会員として、又ときに部会長や支部長として果たしてまいりました。ただ、地域社会に根ざした「身近な知財パートナー」になりたいとの思いを抱き続けており、地方在住の弁理士として地域社会との連携を図るための日頃の活動を評価戴いたことは、何よりの喜びでした。地域社会における各種の知財啓発活動や中国・四国地方の行事に奔走したことは今ではよい思い出となっております。

故郷高知の生んだ植物学者「牧野富太郎博士」の歌に「草を褥に、木の根を枕に花と恋して90年」とありますが、私も「知財に恋して」これからも小さな歩みを進めてまいりたいと考えています。

日頃、同友会の先生とはお付き合いをする機会は少ないですが、同友会の会員であることは弁理士と

しての私の心の原点となっております。

少しでも、近況報告を記載します。子供たちもそれぞれ独自の道に進んで独立し、第2の新婚時代を迎えております。最近、夫婦共通の趣味としてすっかり嵌まっているのが、ドッグスポーツとしてのアジリティ（犬と人間が調和をとりながら、コース上に置かれたハードル、トンネル、シーソーなどの障害を定められた時間内に、着実に次々にクリアしていく競技）やオビディエンス（犬と人間の訓練競技）です。毎週のように全国各地で大会が開催され、大きい大会では600頭以上も出陳されます。我々夫婦も秋から春にかけては西日本の大会を中心として、時には北海道や沖縄まで遠征して、2頭の愛犬との触れあいを楽しんでおります。愛犬2頭は夫婦の鎧ともなっています。最近では片道500kmくらいまでなら、車で遠征するようになりました。時にはSAで愛犬とともに（勿論、妻も一緒ですが）車中泊をすることもあります。多くの犬友達もでき、女子高校生や若い女性の友達もできました（わがママ、おじママの方が多いですが）。年齢、性別、職業に関係なくお付き合いができ、楽しい一時を過ごしています。また、遠征した折に各地の観光地を訪ねたり、温泉に泊まったり、美味しいものを食するのも夫婦の楽しみとなっています。競技会の写真等を掲載しておきます。ご笑覧願います。

以 上

〔アジリティ競技会／スタート直後〕



〔訓練競技会／コーナー部の脚側行進〕



〔競技会後のレジャー／宮古島にて〕



平成27年度弁理士同友会三役奮闘記（総務・会計）

三役奮闘記（総務）

平成27年度弁理士同友会総務担当副幹事長

高下 雅弘



1. はじめに

平成27年度の弁理士同友会総務担当副幹事長を務めさせて頂きました高下雅弘でございます。

弁理士同友会の会員の先生方には一年間お世話になりました。誠にありがとうございます。特に、総務としてご登用下さり一年間ご指導ご鞭撻賜りました幹事長の青山仁先生をはじめと致します本年度執行部の先生方には厚く御礼申し上げます。

今回はせっかくの機会を与えて頂きましたので、私なりに総務の仕事をしていく中で感じた、総務の仕事と今後の展望について記載したいと思います。

2. 簡単な自己紹介

私は大学を卒業した後大学院の博士課程に残り、固体物理の研究をしていました。このときの研究成果は、米国物理学会の論文誌(a)や日本物理学会誌(b)に掲載されています。

(a) <http://journals.aps.org/prl/abstract/10.1103/PhysRevLett.78.1948>

(b) <http://ci.nii.ac.jp/naid/110002069197>

大学院修了後はとある電機メーカーに就職し、燃料電池とハードディスクの研究開発に携わりました。燃料電池のпатентクリアランスの仕事をしている際に、一緒に仕事をしていた知財担当の方から弁理士になることを勧められました。これをきっかけに弁理士を志し、弁理士試験合格後に特許事務所に転職して現在に至ります。

3. 総務の仕事

(1) 総務固有の仕事

総務が主に担当する仕事は、「同友会会員に対する同報メールやFAXの配信手配」「定時総会、臨時総会、顧問相談役会の準備・開催」「同友会への入退会をはじめとした会員名簿の管理」「動員の要請」「当選祝賀会の準備、司会」といったところです。これらの仕事は、諸先輩の先生方も同友会だよりに執筆していらっしゃるように、「総務」というより「庶務」という名前がぴったりの仕事かもしれません。中村盛夫先生にお話を伺って知ったのですが、以前は本当に「総務」は「庶務」と呼ばれていたとのこと。

今年は特に青山先生主導により、会員名簿の整備に取り組みました。これまでの名簿に比較すると、

会員の先生方の異動・会費納入等の状況が一元的かつ容易に管理できる名簿になりました。今後末永く活用して頂き、更に発展させた形になれば私にとってこの上ない喜びです。

(2) 三役としての仕事

弁理士同友会においては「幹事長」「総務」「会計」が三役を形成しているため、総務になると弁理士同友会の「顔」あるいは「とりまとめ」としての仕事に携わる機会が生じます。対外的な仕事としては、東海協議会と西日本弁理士クラブの現役役員慰労会・新役員激励会参加、日本弁理士政治連盟の「会派役員と弁政連役員との懇談会」参加、日本弁理士クラブ・西日本弁理士クラブの旅行会参加、日本弁理士クラブの当選祝賀会への参加等があります。また対内的には、本年度の場合は広報委員会、法規委員会、日本弁理士会役員協議委員会、北海道委員会、東海委員会忘年会等に出席させて頂きました。

このような立場にならなければ出席させて頂くことがかなわない会も数多くあり、広く見聞を深めさせて頂きました。一方でまだ同友会に入会して数年の人間であることもあり、十分にお役に立てない場面もあったかと存じます。その点は大変申し訳なく思っております。

3. 今後の展望

弁理士同友会では多くの若手の先生方が日々会の実質的な部分を支えてらっしゃっております。そのため、今後の展望は非常に明るいと思います。さらに明るい未来を描いていく上で役に立つと考える点を記載したいと思います。それは、業務のマニュアル化です。

同友会の業務の中には、マニュアル化できる仕事が多くあると思います。典型例は本報3(1)の総務固有の仕事や忘年会の準備・進行等です。マニュアル化できる仕事をよく知っている人に聞きながらなんとなく毎年済ませているというのは、良い状態と申し上げることは出来ないと思います。特に企業であれば、勤務時間中に完成させたノウハウは報告書等の文書として残すことが義務づけられており、それをしなければ「怠慢」と揶揄されても仕方がないところです。(最も、そういうことはしばしば見られるのですが。)

勿論いきなり完璧なマニュアルを作成するのは大変難しいと思います。そこで、まずは誰かがマニュアルの原型となるものを作成して、そのマニュアルを数年かけてよりよいものにしていけば良いと思います。ここはまず完璧主義を捨てるべきであると考えます。

昨今、会務活動に参加する先生方が少なくなっているということが言われております。マニュアル化により会務の負担を小さくすることができれば、会務に参加する先生方が増加することも期待できると思います。

4. 終わりに

総務は決して負担の小さい役職とは思いませんが、他の副幹事長に比べて全体を俯瞰して見ることが出来ます。また、同友会の会務を支えてらっしゃる先生方は優秀な先生方ばかりです。そういった先生方の業務の進め方を肌で知ることが出来たことは私自身にとって大変勉強になりました。

今後、微力ながら弁理士同友会の発展に尽くさせて頂くと共に、私自身も成長していきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

以 上

平成27年度弁理士同友会三役奮闘記（総務・会計）

三役奮闘記（会計）

平成27年度弁理士同友会会計担当副幹事長

田辺 恵



平成27年度会計業務を終え、昨夜、次年度会計担当副幹事長の松本直子先生に引き継ぎをし、本原稿をしたためております。

1 平成27年度会計業務をふりかえって

昨年弁理士同友会は50周年の節目を迎え、今年51年目が始まりました。私が会計業務を引き継いだ1月の段階で、まず感じたことは、従前より会派の運営を活発に行うために必要な収入を得、財政を維持することが難しくなっているということです。

そこで本年は会計の方針として、（1）収入増加への工夫と不必要な経費の削減をする。（2）必要経費は少額でも請求頂き支払う。（3）今後のために会の財政を精査、検討する。という三本柱を立て臨みました。

幸い、本年度の執行部は若手揃いであったことも功を奏し、柔軟に発言をし、工夫をし、検討をすることができたと思います。

収入増加への試みとして、何はともあれ会費納入のお願いの入った封筒を開いて頂こうということで、副幹事長の松本先生、川崎ひかり先生、笹川拓委員長率いる広報委員会の先生方のご協力の下、封筒に「今年の同友会は、何か違う！？」という判子を押し、日頃の執行部の活動を知って頂くための「執行部だより」を作成して同封しました。

経費削減への工夫としては、これまで全て会から持ち出しだった費用のうち、幾つかの費用については受益者負担とし、各種行事の開催規模や出席者の精査を行いました。また、副幹事長の先生方においては、担当の業務や行事毎に予算執行率を横目で見ながら収支のバランスをとることを考えてくださいました。

必要経費は少額でも請求頂き支払うという点に尽力したのは、近年の会員構成比が若手に推移していること、勤務弁理士や企業弁理士が増えたことに鑑み、従来は経営弁理士の寄附等により賄われていた額が実際にどの程度あったかを知るためです。

そして、これらの工夫や試みを踏まえて、10月には、副幹事長の徳増あゆみ先生により法規委員会が開催され、法規委員会の名の下にベテランの先生方の財政に対するざっくばらんなご意見を頂戴しました。

さらに、12月末には、この法規委員会において頂戴した提言の一つでもあった幹事会を、幹事長青山仁先生の主催により開催頂きました。幹事会では、顧問相談役及び幹事の先生方に会の現状をご理解頂き、ご出席の先生方全員から財政にとどまることなく次年度に向けて多くの貴重なご意見を頂くことができました。

弁理士同友会の51周年目は、会計業務を通していても弁理士同友会の活動がベテランの先生から中堅と若手にバトンタッチされる要の年であったように感じています。

そして弁理士同友会の最大の利点は、ベテランの先生が、若手の試みや失敗を咎めることなく暖かく見守ってくださることで、若手が臆することなく活動できることなのではないかと思いました。この利点をこれからも存分に生かしていけたら良いと思っています。

また私自身は、現状、おそらくはこの先においても、日本弁理士会を支える一つの基盤である会派の活動が充分に行える財政であるように、次年度の会計担当副幹事長に協力して参りたいと存じます。

2 平成27年度特別寄附金お礼

本年度に特別寄附金を頂きました先生方のお名前の掲載をもちまして、お礼に代えさせていただきます。

青山仁 天野泉 大橋剛之 岡田英彦 粕川敏夫 加太章生 河合利恵 川崎ひかり 駒場大視
坂口信昭 高下雅弘 竹内裕 田辺恵 徳増あゆみ 中原文彦 中村盛夫 服部綾子 廣江政典
松本直子 丸山英一 山下幸彦 吉田芳春 吉村俊一

(五十音順 敬称略)

以 上

平成27年度弁理士同友会委員会報告（福利厚生委員会）

旅行会、受賞・受章報告会及び当選祝賀会等

平成27年度福利厚生委員会委員長

吉田 倫太郎

1. 旅行会

2015年9月12日（土曜日）、伝統ある弁理士同友会の旅行会を行ないました。

今年の旅行会は、世界遺産に登録された「葦山反射炉の見学」を中心とする伊豆地方への日帰りバスツアーでした。20名の同友会会員がご参加くださいました。

旅行会の前日まで、関東地方に台風が近づいていたこともあり、当日の天候が心配されましたが、その心配を余所に、台風一過の晴天に恵まれました。

参加された皆様、今年の旅行会は楽しんでいただけましたでしょうか。

★第1章（葦山反射炉）

午前7時30分新宿西口バスターミナル集合。

まずは、河合利恵先生と東海会員の廣江政典先生と合流のため、三島駅に向かいました。三島駅に向かう道中、バスの中では、楽しい旅行会を祈念しての第1回目の乾杯！

「カンパーイッ！！」 日ごろ多忙な会員が、気の知れた仲間と過ごす、安らぎのひとときの始まり。けっして広くないバスの車内でいっせいに飛び交う大きな声。

「ブー——」 貸し切りバスのラジエータの具合を検出するセンサが誤作動して、気ままに鳴動するブザー。乾杯の歓声に負けず、バスも、安らぎの始まりを喜ぶ大きな音。

三島駅では、私たちのバスに気づいた河合先生と廣江先生が手を振ってくださり、われわれも、お二人に応じて大きく手を振り返し、無事にお二人と合流できました。これで参加者全員が揃い、いよいよ旅行会の本番です。

本日第2回目の乾杯！！ 「ブー——」

全員揃った後は、今回のメインイベント



の蕨山反射炉。

蕨山反射炉が世界遺産登録されたこともあり、蕨山反射炉付近の道路はきれいに舗装され、これから訪れる多くの観光客のために改装した上品な店舗を多く見受けられました。また、バスが蕨山反射炉に近づくにつれ、参加者のテンションも上がり、お酒の入ったコップを握っている手が上がっている方を多く見受けられました。

蕨山反射炉は、開国と通商条約締結を要求してきた米国を威嚇するため、砲弾の鉄を製造したところだそうです。当時、米国人が貿易港周辺を行き来できたため、反射炉の存在を米国人に知られないようにするため、貿易港から遠く離れた蕨山の土地に反射炉が建設されたそうです。

そういうこともあり、蕨山反射炉は、多くの高い木々に囲まれた環境に、ひっそりと、そして毅然と建っていました。蕨山反射炉では、多くの皆さんが反射炉をバックに撮影したり、隣接するお土産屋「蔵屋鳴沢」でお土産を「爆買い」したりして、世界遺産を存分に楽しんでいらっしゃいました。

★第2章（昼食：浜焼き）

蕨山反射炉を見学後は、大本命の浜焼き。

蕨山反射炉から浜焼き会場に向かうまでの間、石川憲先生の広い見識とウィットに富んだお話で、皆さんを楽しませていただきました。

「ブーーーー」 バスも、その面白さが分かるのか、大きな音で爆笑。



浜焼き会場は、歴史を感じさせる気品ある掘っ立て小屋で、「少し小粒で上品なアワビ、ハマグリ、干物、…そして…ソーセージ等」の浜焼きゴールデンメンバーが勢ぞろい。

昼食を楽しみにしている方も多くいらっしゃったので、まずは好きだけ、「少し小粒で上品なアワビ、ハマグリ、干物、…そして…ソーセージ等」をお取りいただき、第3回目の乾杯！！

炭火を前に、皆様が楽しく食事をしていました。このような光景は、分け隔てない弁理士同友会ならではの良さですね。浜焼きの懸念材料は炭火の火力ですが、ここでは火力も強く、一安心。

「食べ放題」という魔法の言葉により、人は覚醒するもので、「少し小粒で上品なアワビ、ハマグリ、干物、…そして…ソーセージ等」をお代わりしている方もいらっしゃいました。特に「少し小粒なアワビ、ハマグリ、…そして…ソーセージ」を3度もお代わりしている方もいらっしゃり、まさに「トリプルスリー」状態！！

満足していただいてうれしい限りです。

★第3章（クルージング）

お腹が満たされた後は、支持率の高いクルージング。

浜焼き会場のすぐ近くにクルージング乗り場があり、徒歩で乗り場まで移動しました。伊豆といえば、クルージング！？おそらく、多くの方が期待していなかったことでしょう。

でも、「いざ！クルージング」となると、気分が上がるもので、クルーザーに並んで、お腹をすかせたカモメが飛んでいると、手持ちの「かっぱえびせん（登録商標）」をあげたくなるものです。ただ、カモメからすると、「かっぱえびせん（登録商標）」の形態は、指の形態と類似しており、誤認されて、カモメに指を食われてしまった方もいらっしゃいました。まさに、品質誤認！そして、あまりの痛さに、食われてしまった指を他方の手で押させて「五郎丸ポーズ！」



★第4章（ワイナリー）

クルージングの後は、今回一番人気のワイナリー。

「ブーーーー」 ワイナリーは山の上であり、これまでにないハードな道なり。それを皆さんに知らせるかのように、これまでにない大きな音を鳴動するブザー。

ワイナリーでは、ブドウからワインが製造されるまでの「ルーティン」の説明を受けたのち、10種類のワインを試飲でき、皆さん大満足でした。テラスから見渡せるブドウ畑は、とても雄大で、日常の現実から解放された瞬間を実感できるものでした。ちょうど、夕日を見ることができた時間でしたので、気持ちを落ち着かせることができ、物思いにふける貴重な時間を過ごすことができました。



★最終章

何でもないようなことが幸せだと思ふことがあります。

ワイナリーから新宿西口までの間、一日の楽しかった時間が終わろうとしていることを皆さんが感じていらしたと思います。旅行会で会員の皆様とお話したことが、仕事に対するモチベーションを高め、次

のステージに自分を引き上げる躍進に繋がることになる。そのように、皆さんが思っていたらと感じています。この旅行会で、一人でも多くの方がそのようなことを思っていて楽しんでいたことを、私は幸せに思います。

「ブーーーー」 最初は煩わしく思った、この気ままなブザー音が、このときには、ひとときの時間の別れを惜しむ子供の声のように、愛おしく思え、切なさを感じました。

最後になりましたが、本年度の旅行会に多くの会員の先生方にご参加いただきありがとうございました。この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

2. 受賞・受章報告会及び当選祝賀会、忘年会

本年度は、本会の田中幹人先生が知財功労賞を受賞され、また、戸川公二先生が旭日小綬章叙勲を受章され、平成 28 年度日本弁理士会役員定時選挙において、副会長に田中雅雄先生、監事に林實先生、常議員に小林保先生、三島広規先生、小野友彰先生が無事に当選されましたので、通年の忘年会と併せて、各先生方をお祝いする会を平成 27 年 12 月 3 日、校友会館にて開催致しました。

第 1 部は受賞・受章報告会及び当選祝賀会ということで、司会の高下雅弘先生の開会の辞により始まり、幹事長青山仁先生のご挨拶、高下先生から田中先生の実績、戸川先生の実績をご報告され、当選された各先生方からのご挨拶に続いて、飯田昭夫先生の祝辞のご挨拶を頂き、全体として厳粛な雰囲気の中、会が進行しました。

第 2 部の忘年会は、同友会らしく楽しい雰囲気で行われました。同友会に新規に入会された先生方のご挨拶を頂き、次年度幹事長の吉村俊一先生がひくクジによって豪華な景品を提供しました。多数の会員の方にご参加頂くことができ、大変嬉しく思います。

以 上



平成 27 年度弁理士同友会地域活動報告

北海道委員会の活動

平成 27 年度北海道委員会委員長

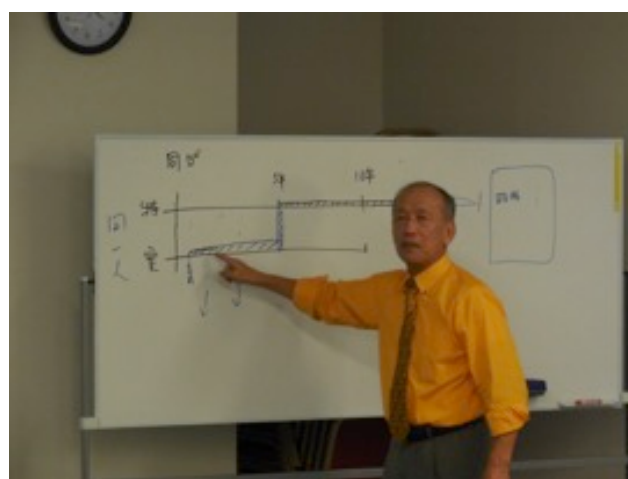
古田 和義



昨年度より札幌医科大学の石埜正穂先生より同友会北海道委員会委員長を引き継ぎました、古田和義と申します。同友会北海道委員会の今年度の活動について御報告致します。

北海道委員会では、毎年「北海道研修会」を開催しております。当研修会では、北海道の知財分野の発展、引いては産業振興にご尽力頂いている吉田芳春先生を講師としてお招きし、多岐に渡るテーマで講義を行っております。

今年度の研修会は、下記テーマのもと 10 月に開催されました。今年度は、主に東南アジアの新興国へのビジネス展開を目指す中小企業から相談を受けた場合を想定し、弁理士として適切なアドバイスをするために留意すべき事項をテーマとして取り上げました。ご経験豊富な吉田先生にこそお願いできるテーマですが、非常に贅沢かつ我儘なお願いでありました。それにも拘わらず、膨大な資料や先生ご自身のノウハウにも触れるような貴重なお話を講演頂き、吉田先生には恐縮しきりです。弁理士以外にも北海道の関係機関からも参加者があり、非常に有意義な研修会となりました。



研修会では、海外展開の際の留意点として、見落としがちなホームページの掲載内容チェックから、見本市や展覧会等の出展時における対応例など、具体的な対策について解説がありました。東南アジア

各国の知財関連制度の状況やそれに合わせた対応にも触れ、特に、中国に関しては特実併願制度の活用等、非常に興味深い解説を頂きました。

TPP 署名式も執り行われ、いよいよ発効に向けた本格的な活動が始まっております。今回の研修会は、このような世界的状況への対応という面でも非常に価値のある内容でした。この場を借りて、吉田先生には改めて御礼申し上げます。

また、今回の研修会の開催にあたりまして、青山仁幹事長、高下雅弘先生および松本直子先生には、調整に尽力頂き、ありがとうございました。

当研修会は北海道在住の弁理士をはじめ各方面の知財関係者が集まる貴重な機会となっております。今後とも継続して開催頂きたく宜しくお願い申し上げます。

◎平成27年度北海道研修会 平成27年10月24日（土）

TKP 札幌カンファレンスセンター 午後1時30分～4時45分

テーマ「東南アジア展開の際の知財留意点と中小企業への弁理士のアドバイス」

・新興国、特に東南アジアへの展開を目指す中小企業の知財戦略に対する留意点について紹介すると共に、このような中小企業を支援する際の弁理士としての取り組み姿勢・責務について説明を行う。

以 上

平成 27 年度弁理士同友会地域活動報告

東海委員会の活動

平成 27 年度東海委員会委員長

坂岡 範穂



今年度の東海委員会の活動について報告します。

1. 研修会

(1) 第1回研修会（平成27年3月6日（金））

第1回研修会「進歩性をめぐる諸問題」を、テレビ会議システムを利用して弁理士会館から東海支部室へ中継しました。この研修には、7名の東海委員会所属の先生方が出席しました。

(2) 東海委員会 第1回研修会（平成27年4月27日（月））

東海委員会主催の第1回研修会「知的財産支援に関する弁理士業務における留意点」を、飯田昭夫先生に講師をお願いして、東海支部室で開催しました。この研修には、7名の東海委員会所属の先生方と、1名の未登録の方が出席しました。

(3) 第5回研修会（平成27年11月17日（火））

第5回研修会「明細書原稿の添削について ―添削する側とされる側―」を、テレビ会議システムを利用して弁理士会館から東海支部室へ中継しました。この研修には、4名の東海委員会所属の先生方が出席しました。



2. 口述練習会（平成27年10月9日（金））

東海地方の口述試験受験生を対象とした口述練習会を、東海支部室で開催しました。今年度は、8名の受験生が口述練習会に参加しました。

今年度の口述練習会では、山本喜一 先生、佐藤大輔 先生、森岡智昭 先生、佐久間卓見 先生、助廣朱美 先生、廣江政典 先生、犬飼康天 先生、家田真吾 先生にお手伝いしていただきました。お手伝いくださった先生方には大変感謝しております。口述練習会の終了後、簡単な慰労会を開催しました。

3. 忘年会・合格祝賀会（平成27年11月27日（金））

今年度弁理士試験の合格祝賀会を兼ねて、「忘年会・合格祝賀会」を名古屋観光ホテルで開催しました。

今年度は、5名の合格者が参加しました。忘年会・合格祝賀会には、日本弁理士会副会長 同友会会員 粕川敏夫 先生、次期日本弁理士会副会長 同友会会員 田中雅雄 先生、幹事長 青山仁 先生、総務担当 副幹事長 高下雅弘 先生に、また東海担当副幹事長 廣江政典 先生に参加していただきました。

会は、幹事長 青山仁 先生と日本弁理士会副会長 粕川敏夫 先生のご挨拶から始まり、会員同士が一年の思い出を語りあう和やかな雰囲気となりました。

また、会員の岡田英彦 先生から東海委員会に10万円の特別寄付をいただきました。この場を借りて、改めて御礼申し上げます。



4. 勉強会（毎月第1土曜）

毎月第1土曜の午前中に東海支部室において勉強会を開催しています。東海委員会には企業弁理士の先生方が数多く所属しており、この勉強会は企業弁理士の先生方が中心となって運営しています。また、勉強会は、東海委員会所属の先生方が持ち回りで講師を担当しており、研鑽の場として多くの東海委員会会員が出席しています。今年度の勉強会の幹事は昨年に引き続き犬飼康天先生です。今年度の勉強会の開催状況と担当講師は下記の通りです。

【1月】

1. 澤田昌久 先生

「平成23年（ワ）第15499号 特許権侵害差止等請求事件」

2. 服部素明 先生

「平成23年（行ケ）第10133号 審決取消請求事件」

【2月】

1. 花本晴宣 先生

MYUTA事件（東京地判平19. 5. 25） 平成18年（ワ）第10166号

まねきTV事件（最判平23. 1. 18） 平成21年（受）第653号

ロクラクⅡ事件（最判平23. 1. 20） 平成21年（受）第788号

2. 犬飼康天 先生

「平成21年（行ケ）第10284号 審決取消訴訟事件」

【3月】

1. 助廣朱美 先生

「平成25年（行ケ）第10286号 審決取消訴訟事件」

2. 森岡智昭 先生

「トヨタ自動車『燃料電池関連の特許実施権を無償で提供』を考える 」

【4月】

1. 蛭田夏世 先生

「平成25年（ネ）第10098号 特許権侵害差止請求事件」

2. 丸山修 先生

「地理的表示と商標登録の関係」

【5月】

休会

【6月】

1. 服部素明 先生

「平成25年（行ケ）第10271号 審決取消訴訟事件」

2. 山口晃志郎 先生

「米欧中に対応した審査対応実務」

【7月】

1. 助廣朱美 先生

「平成24年（受）第1204号 特許権侵害差止請求事件」

2. 花本晴宣 先生

「平成26年（ネ）第10107号 特許権侵害行為差止等請求控訴事件」

【8月】

1. 澤田昌久 先生

「平成25年（ネ）10100号 特許を受ける権利確認等請求事件」

2. 犬飼康天 先生

「平成25年（ワ）第32721号 特許権移転登録手続等請求事件」

【9月】

休会

【10月】

1. 森岡智昭 先生

「知財に関する契約の実務」

2. 丸山修 先生

「不服申立てと訴訟との関係（特184条の2）」

【11月】

1. 服部素明 先生

「平成25年（行ケ）第10234号 審決取消訴訟事件」

2. 山口晃志郎 先生

「弁理士知財キャラバン支援員養成研修（第3回）活動ご紹介」

【12月】

1. 蛭田夏世 先生、

「平成27年（ワ）第1025号 特許権侵害差止請求事件」

2. 犬飼康天 先生

「平成23年（ワ）第32776号 損害賠償請求事件」



5. 東海支部活動の支援

今年度の東海支部の活動には、以下の東海委員会所属の先生方が参加しました。(敬称略)

東海支部 監査役 稲葉民安

東海支部 幹事 渡邊豊之

法務委員会 恒川圭志 (委員長)

総務委員会 橋本哲 (委員)

知的財産支援委員会 三林大介 (委員)

教育機関支援機構 寺坂真貴子 (副機構長)、佐久間卓見 (委員)

人事委員会 佐藤大輔 (委員)

研修所 山本喜一 (副所長)、坂岡範穂 (委員)

仲裁センター名古屋支部 福田鉄男 (委員)、坂岡範穂 (委員)

6. お礼

最後に、本年度の東海委員会の運営にあたり、東海北陸担当副幹事長 廣江政典 先生、東海副委員長 江間路子 先生、東海副委員長 小早川俊一郎 先生、勉強会担当 犬飼康天 先生をはじめ、多くの東海委員会の先生方にご尽力をいただきました。この場を借りて、厚く御礼申し上げます。

以 上

平成 27 年度弁理士同友会委員会報告

人事委員会活動報告

平成 27 年度人事担当副幹事長

山下 幸彦

本年度の人事委員会について、その活動内容を次のとおりご報告申し上げます。

1. 本年度委員会の構成（敬称略）

委員長：山崎 高明

委員：安彦 元、森 俊秀、笹川 拓

本年度の人事委員会は、上記の先生方を構成委員として活動してまいりました。

人事委員会は、弁理士同友会（同友会）だけではなく、弁理士連合クラブ（連合）、さらには日本弁理士会関東支部（関東支部）も含めた日本弁理士会の役員候補などについて審議をし、選任及び推薦を行っております。

このように、同友会も含めた関係団体に関する人事を職務とすることから、当員会では広域的かつ長期的な視点に立った見識や対応を求められます。そのため、当委員会は毎年、同友会や本会などでの経験が豊富な先生方、また弁理士としての経験を積まれている先生方に委員をお願いしております。

本年度の当委員会も例に漏れず、同友会や本会などでの経験が豊富な先生方に委員として入っていただきました。

2. 本年度人事委員会の活動の概要

（1）本年度人事委員会の職務権限、及び審議委嘱事項

当委員会の活動は、他の委員会と同様に委員会の活動規範である職務権限、及び審議委嘱事項に基づいております。なお、本年度の当委員会の職務権限、及び審議委嘱事項は次のように定められておりました。

ア. 職務権限

人事委員会は次の事項の選任について審議する。

- （ア）会則 5 条に定められた役員候補、会則 15 条に定められた顧問候補、相談役候補
- （イ）日本弁理士会の役員候補及び委員候補
- （ウ）日本弁理士会関東支部の役員候補及び委員候補

(エ) 弁理士連合クラブの役員候補及び委員候補

(オ) 特許庁関係、関連団体関係の役員候補及び委員候補

イ. 審議委嘱事項

(ア) 弁理士同友会、日本弁理士会、日本弁理士会関東支部、弁理士連合クラブ等における役員、委員等の推薦

(イ) 弁理士同友会、日本弁理士会、日本弁理士会関東支部、弁理士連合クラブ等の役員、委員、その他の人事の選任基準の検討及び長期的人事政策の検討

(2) 本年度の委員会活動

当委員会の活動は大きく分けると、1月から3月にかけての時期と6月から8月にかけての時期との2つの時期が最も忙しくなる活動時期となります。

ア. 1月から3月にかけての時期の活動

この時期は次年度が始まる4月からの本会、及び関東支部の附属機関及び各委員会の委員長、副委員長及び委員となられる先生方を選任、この場合「推薦」の方がより正しいのかもしれませんが、行っております。

具体的には、事前に同友会の会員の先生方に送付されるアンケートにて先生方のご希望を確認した上で、本会及び関東支部の人事委員会にて、附属機関及び各委員会への推薦を行っております。

同友会からの推薦は基本的には、先生方のご希望などを勘案の上行っておりますが、ときにはご希望される先生がおられないため、同友会からの推薦人数が足りず、先生方にお問い合わせの連絡をさせていただくこともあります。

イ. 6月から8月にかけての時期の活動

この時期は8月に開催される同友会の定時総会に備えて、同友会の次年度幹事長の選任、さらには10月に投開票が行われる本会の役員定時選挙への立候補者の選任を行っております。

同友会の次年度幹事長につきましては、前年度に本会の副会長を務められました吉村俊一先生を選任させていただきました。また、本会の役員定時選挙への立候補者につきましては、副会長候補に田中雅雄先生を、常議員候補に小林保先生、三島広規先生及び小野友彰先生の各先生を、監事候補に林實先生を選任させていただきました。

また、11月には関東支部の副支部長などの役員候補についても選任及び推薦をさせていただきました。

(3) 活動の総括

以上、本年度の人事委員会について、活動内容の概要を説明させていただきました。

本年度の人事委員会は、職務である審議委嘱事項の内、役員候補などの「選任及び推薦」については、概ね然るべき先生を選任及び推薦させていただくことができましたが、「選任基準の検討、長期的な人事政策の検討」については結論を出すに至りませんでした。このことは、我々の力不足であるのと

もに、人事政策の難しさを表すものと感じております。また、人事初経験である私個人の感想と致しまして、この1年は人事の重要性、そしてその対応の難しさと繊細さを実感させていただいた1年でありました。

3. 謝辞

私の任期も残り僅かとなりました。任期を終えました後も、私は同友会の一会員として同友会の活動に参加してまいります。今後もどうか宜しくお願い致します。

結びと致しまして、この1年、青山幹事長を始めとする執行部の皆様、そして同友会会員の先生方におかれましては、本年度人事委員会の活動にご協力いただき誠にありがとうございました。この誌面を借りて深くお礼申し上げます。

以 上

平成 27 年度弁理士同友会委員会報告

役員協議委員会活動報告

平成 27 年度役員協議委員会担当副幹事長

中原 文彦

平成 27 年度弁理士同友会の日本弁理士会役員協議委員会担当副幹事長を務めさせていただきました中原文彦です。まずは当選されました、田中雅雄新副会長、小林保新常議員、三島広規新常議員、小野友彰新常議員、林實新監事の各先生方、おめでとうございます。弁理士同友会の想いを日本弁理士会に強力に伝えることのできる布陣が整ったと思います。

それでは、本年度の弁理士同友会の日本弁理士会役員協議委員会の活動につき、以下の通りご報告申し上げます。

1. 本年度委員会の構成（敬称略）

委員長：藤浪 一郎

委員：須田 守一

本年度は、日本弁理士会定時役員選挙において、会長選挙がない年に当たります。このような年は選挙自体が回避される可能性も高いことから、委員の選任については年度初めにおいては委員長と若干の委員の先生方のみに就任をお願いし、実際に選挙が実施されることか確定しそうな雲行きの場合に、追加で委員の先生を選任することと致しました。

委員長は選挙に関してベテランの藤浪先生をお願い致しました。また委員としては、藤浪委員長と阿吽の呼吸で活動していただける須田先生をお願い致しました。

2. 本年度委員会の活動

（1）そもそも・・・

これまで同友会で活動させていただいている中で、選挙に関する活動は本当に数えるくらいしかなく、また、選挙が苦手なこともあって、これまで小生の中で選挙は遠い存在でした。また、人事担当副幹事長として古谷前日本弁理士会会長の選出に伴う、その他人事を担当させていただき、併せて間近で選挙活動に携わった経験からすれば、選挙に関する事柄に関して圧倒的に力不足、という思いもありました。

一方で青山幹事長を支えなければならないということ、今年は会長選挙ないこと、青山幹事長から打診されていた総務を断っていること、さらには、誰でも最初はある！ということ、から、最終的に引き受けすることにしました。ただ実際に役員協議委員会としての経験がないことには変わりないので、委員長には無理を承知で藤浪先生をお願いを致しました。藤浪先生にしてみれば、特に未経験者と組むことになりますので、小生からの委員長就任の打診を受けた際は、非常に迷われたのではないかと推察しま

す。それでも引き受けて下さいましたので、小生としては非常に心強かったです。

(2) 委員会活動の実際

さて、大方の予想としては、選挙回避、ということですが、こればかりは立候補者が確定しない限りわかりません。そこで、他派閥との折衝やご相談等については青山幹事長その他の先生方にお任せし、我々としては、裏方として淡々と選挙になった際の準備を行っていきました。

具体的には、まずは選挙説明会への出席です。小生は所用により出席できなかったことから、青山幹事長と高下総務をお願いを致しました。高下総務には、この説明会への出席の他、様々な場面で大変お世話になりました。

選挙説明会での説明や配付資料を基に、今年度の選挙の日程や関連諸法令を確認した上で、藤浪委員長、高下総務、小生の3名でまず今年度の選挙の方針を検討しました。基本方針は、「元氣玉プロジェクト」の実行です。これは選挙母体として数に劣る同友会が少しでも票数を確保するべく考え出された方針であり、非常に理に適っていると思います。また、今年度も昨年度同様、候補者のプロフィール紹介及び所信表明をA4のハガキにして送付することを予定しました。ただ今年度は結果として選挙回避となりましたので、会員の先生方のお手元には届けられていませんが、今年度もすばらしいハガキが出来上がりました。

9月16日には、立候補の届け出が行われました。藤浪委員長が始発に乗って立候補届を提出に日本弁理士会に向かいましたが、2番目に受付、ということになりました。1番目の先生は朝5時から並んでいる、とのことでしたので、立候補届を提出する委員長の負担を考えますと小生としてはそこまでしなくても、という気持ちが正直なところでした。いずれにしろ無事届け出も済み、選挙戦に突入しました。次の関心事は立候補が定員内に収まるか否かでしたが、いずれの役職についても9月18日17時時点で定員通りとなり、同24日に当選人の告示が出されることになりました。

3. 雑感

上述しました通り今年度の委員会の活動を説明させていただきました。ただ小生も選挙に主体的に関係するのは初めて、全くの素人と言って良いです。それでも青山幹事長や藤浪委員長、高下総務、その他様々な先生にご指導いただきましたので、何とかやってくることができました。

今更ながらですが、選挙は本当に大変である、と思います。特に次年度は会長選挙がありますので、今年度に比べたら選挙を行う確率は飛躍的に高くなります。次年度も弁理士同友会の意思が日本弁理士会に伝えられる方々が漏れなく当選されることを願ってやみません。会員の先生方におかれましては、今後も多大なるご支援を賜りますことをお願い申し上げます。

以 上

平成 27 年度弁理士同友会委員会報告

政策委員会活動報告

平成 27 年度政策委員会委員長

本田 淳



1. 委員会の構成（敬称略）

委員長： 本田 淳

委員： 竹内 裕、吉田 芳春、丸山 英一、山崎 高明、石川 憲、井澤 幹、仁科 勝史、
伊賀 誠司、山田 武史、笹川 拓、中原 文彦、恒川 圭志、笹野 拓馬、
茂木 康彦、大和田 昭彦

2. 職務権限

政策委員会は、日本弁理士会の常議員会及び総会についての対策並びに幹事長が日本弁理士会並びに弁理士連合クラブに関して重要であると認めた事項について調査、研究、審議、立案する。

3. 審議・委嘱事項

- （1）当会幹事長、弁理士連合クラブ、日本弁理士会執行役員会、常議員会（当会選出の会員経由）からの要請に基づく事項の検討
- （2）日本弁理士会次年度役員選挙、会長候補者等に対する次年度日本弁理士会の政策の検討協力

4. 活動内容

平成 27 年 1 月 19 日 日本弁理士会の組織改革特別委員会の中間答申書に対する意見募集への意見書を幹事長に提出（前年度からの引継ぎの意見募集であり、委員会立ち上がり前であったため政策委員長作成）

平成 27 年 1 月 20 日 政策委員会の立ち上げ（委員就任依頼）

弁理士連合クラブの政策委員は別の方に就任依頼

平成 27 年 1 月 30 日 三派説明会（関昌充先生、石川先生、本田出席）

平成 27 年 2 月 12 日 平成 26 年度第 4 回常議員会議案説明会（事務所広告規制。青山仁先生、本田出席）

平成 27 年 4 月 20 日 キャラバン個別会派説明会（伊賀先生、石川先生、中村盛夫先生、関先生、森俊秀先生、本田出席）

平成 27 年 4 月 22 日 平成 27 年度第 2 回常議員会議案説明会（青山先生、本田出席）

平成 27 年 5 月 15 日 中小企業キャラバンを含む定期総会議案に対する意見書を幹事長に提出

平成27年 5月18日 第1回連合政策委員会（定期総会議案に対する意見書。伊賀先生、関先生、森俊秀先生、吉村俊一先生、本田出席）

平成27年 5月20日 定期総会議案に対する連合の意見書の検討

平成27年 8月17日 役員選挙の投票制度改正に係る意見書を幹事長に提出

平成27年 8月26日 第2回連合政策委員会（森俊秀先生、中村先生、本田出席）

平成27年 9月 3日 連合役員選挙の投票制度改正に係る連合の意見書の検討

5. 所感

今年度、政策委員会として議論をしたのは、上記の通り、組織改革特別委員会の中間答申書に対する意見募集、平成26年度第4回常議員会に対する検討、平成27年度定期総会に対する意見書、及び役員選挙の投票制度改正に係る意見書の4件であり、うち意見書をまとめたのは平成26年度第4回常議員会を除く3件でした。

平成26年度第4回常議員会に対する検討としては、事務所の広告規制やいわゆるダブルブランドに対して活発な議論が行われました。古谷史旺会長の2年目仕上げの臨時総会にむけて、慎重な議論ができました。

4月になり、伊丹勝会長の施策として、中小企業キャラバンが目玉となりましたが、これにたいしても活発な議論ができました。また中小企業キャラバンにとどまらず、事務所経営の安定化にむけた政策の継続を求めるなど、古谷執行部からの政策の継続性を求める意見書を提出しました。

8月には、役員選挙の投票制度改正に関して、過去において直接投票から郵便投票が採用された趣旨をふまえ、また勤務形態が多様化して経営弁理士でなく勤務弁理士が増えた現状を鑑み、勤務弁理士や地方勤務の弁理士も投票しやすい形態を確保するよう意見書を提出しました。

例年、弁理士同友会の政策委員は自動的に弁理士連合クラブの政策委員も務めていましたが、弁理士連合クラブの山本晃司幹事長の方針の下、重層的に議論が深まるようにとのご配慮から、弁理士連合クラブの政策委員は別途選出することとなりました。坂口信昭先生、飯田昭夫先生、関先生、中村先生には弁理士連合クラブの政策委員として政策について議論していただき、弁理士クラブ作成の意見書と、弁理士同友会作成の意見書とに基づき、弁理士連合クラブの意見書をまとめました。弁理士クラブ作成の意見書と、弁理士同友会作成の意見書とはまったく同じではなく、共通する意見もあれば、異なる理論展開も見られ、議論を深めた弁理士連合クラブの意見書に貢献できました。

弁理士連合クラブの政策委員長は弁理士クラブの政策委員長が務め、弁理士同友会の政策委員長が弁理士連合クラブの政策副委員長を務める年でした。弁理士連合クラブの政策担当の森俊秀副幹事長、弁クの三輪浩誉政策委員長にたいへんお世話になった1年でした。

以 上

平成 27 年度弁理士同友会委員会報告

研修委員会活動報告

平成 27 年度研修委員会担当副幹事長

松本 直子

平成 27 年度の研修委員会の活動につきまして、ご報告申し上げます。

1. 研修委員会の構成

担当副幹事長：松本 直子

委員長：笹野 拓馬

副委員長：澤田 優子

委員：中村 信彦 菊池 徹 山田 武史 安彦 元

2. 職務

研修委員会は、会則第 3 条第 1 号に定められた研修会及び同条第 2 号に定められた講演会の企画及び開催並びに同条第 4 号に定められた弁理士試験受験者の指導及び会則第 2 条の目的達成のために必要な知的財産権制度及び弁理士制度に関する調査、研究、企画を行う。

3. 審議・委嘱事項

- (1) 質の高い弁理士業務を実行できる研修
- (2) 新規事業に関連する研修
- (3) 東海委員会、北陸委員会、北海道委員会の会員に対する研修への協力

4. 活動方針

本年度は、下記の方針に基づき活動いたしました。

(1) 改正法についての研修の実施

本年度は、アンケートの結果などから、ベテランから初心者、また非会員（新規登録者・未登録者）まで、希望の多かった改正法について研修を企画することとしました。会員間の意見交換の場とし、新規会員の獲得の場ともなるよう企画をしました。

(2) 本会員による研修の実施

弁理士同友会の会員による発表の場を増やし、本会員の経験や知識を伝達する機会を作りたいと考えました。会員全体の実務能力の向上と、会員相互の交流を図るよう努めました。

5. 活動内容

本年度、実施した研修につきましては以下の通りです。

○第1回研修会（東海委員会と共催）

〔日 程〕平成27年3月6日（金）

〔講 師〕田村 善之 先生（北海道大学大学院法学研究科教授）

〔テーマ〕進歩性をめぐる諸問題

〔参加者〕47名



○東海委員会第1回研修会

〔日 程〕平成27年4月27日（月）

〔講 師〕飯田 昭夫 先生（本会員・弁理士）

〔テーマ〕知的財産支援に関する弁理士業務における留意点

〔参加者〕8名

○第2回研修会

〔日 程〕平成27年6月2日（火）

〔講 師〕今泉 俊克 先生（米国特許弁理士）

〔テーマ〕米国代理人に出願手続きを依頼する際の基本的な知識、注意点、手続きの仕方、米国出願時のクレームおよび明細書のチェック項目

〔参加者〕38名



○第3回研修会

〔日 程〕平成27年9月1日（火）

〔講 師〕福井 健策 先生（弁護士）

〔テーマ〕人工知能と次世代著作権

〔参加者〕29名



○北海道研修会

〔日 程〕平成27年10月24日（土）

〔講 師〕吉田 芳春 先生（本会員・弁理士）

〔テーマ〕東南アジア展開の際の知財留意点と中小企業への弁理士のアドバイス

〔参加者〕14名

○第4回研修会

〔日 程〕平成27年10月27日（火）

〔講 師〕山田 繁和 氏（特許庁審査第一部意匠課長）

〔テーマ〕国際意匠登録制度と我が国意匠法

〔参加者〕21名



○第5回研修会（東海委員会と共催）

〔日 程〕平成27年11月17日（火）

〔講 師〕吉村 俊一 先生（本会員・弁理士）

〔テーマ〕明細書原稿の添削について -添削する側とされる側-

〔参加者〕44名



本年度の研修会は、さまざまなトピックスを取り上げていただきました。

田村先生の進歩性についての議論は、多くの参加者から「違った角度からの検討は大変面白く参考になった。」との感想を頂戴しました。

また、福井先生の研修当日は、折しも東京五輪エンブレム使用中止の記者発表の日と重なりました。福井先生にはNHKでのTVインタビュー出演直前という多忙なスケジュールの中、五輪エンブレムについてもお話しいただきました。

第4回研修会では、ハーグ協定のジュネーブ改正協定の概要について、実際に改正に携わられた山田繁和氏に講演をいただき、実務的にも大変参考になる研修となりました。

第2回の今泉先生、また、本会員の飯田先生、吉田先生、吉村先生には、基礎的な内容はもちろんのこと、実際に実務に役立つテーマについてお話しいただきました。

本年度取り上げたテーマにつきましては、研修終了後も懇親会等で活発に議論がされていたように感じます。

一方、企画する研修テーマについては課題が残りました。第5回の吉村先生の研修テーマ「明細書原稿の添削について -添削する側とされる側-」は、実務未経験者から中級者までたいへん好評で、今後の研修を企画する上での指針をいただいたように思います。本会員の先生方に、研修講師をお引き受けいただくにはどうすべきか、もっと実務に近いテーマで、講師から参加者へ、知識やノウハウが受け継がれるようなテーマは何か、検討の余地があると感じました。

また、いつも研修を企画する際、念頭におく課題ですが「さらなる同友会員の参加の促進を図るためにはどうすべきか」ということにつきましても引き続き検討していきたいと考えております。

6. 謝辞

最後になりましたが、笹野拓馬委員長をはじめ、澤田優子副委員長、研修委員会の皆様、組織委員会、東海委員会および北海道委員会の皆様、お忙しい中、研修会の企画・運営にご協力いただきありがとうございます。

ございました。みなさまのご尽力で研修会を滞りなく終えることができました。この場を借りて厚く御礼申し上げます。

以 上

平成 27 年度弁理士同友会委員会報告

法規委員会活動報告

平成 27 年度法規委員会担当副幹事長 徳増 あゆみ

平成 27 年度法規委員会委員長 中村 盛夫



平成 27 年 4 月、幹事長より委嘱状が提示された。

1. 職務権限

法規委員会は、弁理士関係法規及び弁理士同友会会則等に関する調査、研究、立案を行う。

2. 審議・委嘱事項

- (1) 弁理士同友会則・細則の見直し
- (2) 弁理士同友会における会費に関する規則及び運用に関する諸問題の検討

弁理士同友会細則第 7 条に会費規定がある。これに関する調査・検討・立案は法規委員会の職務範囲内であり、当年度は「会費制度の見直し」が審議委嘱事項として提示された。

委嘱されてから大幅に遅れること本年 10 月 28 日 弁理士会館地下一階で、担当副幹、委員長以外に委員として次の先生方(敬称略)の出席を得て委員会を開催した。

古谷史旺 坂口信昭 竹内 裕 粕川敏夫 吉村俊一(次期幹事長) 高下雅弘 駒場大視

この会合に先立って担当副幹(前会計)を中心に、現総務、現会計の協力を仰ぎ、過去数年と現在での会計(収支)の現状及びこれから採りうる方策の一端についての提言を盛り込んで作成された資料が提示された。

前年度からの繰越金は、平成 25 年当初 4,386,064 円、平成 26 年当初 2,537,218 円、平成 27 年度当初 2,034,028 円となっており、会費請求より前に会務活動で使える金額が逡減してきている。これは連合クラブの再開に伴う分担金の発生が大きな割合を占めるが、連合クラブは従前より活動しておりその故のみとするには当たらない。

会員に負担を求めている会費は、細則 1 弁理士同友会規則第 7 条で定めており、経年会費(10,000 円)と特別会費に分かれている。経年会費は細則に明記されている。特別会費は、歴代の会計により引き継ぎ運用されているが、入会年数、弁理士登録通算年数、同友会や日本弁理士会での経験と実績等によってカテゴリーに分けられ、基本的には漸次上がるようになっている。

とりわけ、弁理士会の役員や幹事長を勤められた会員には多額の特別会費をお願いして、長年に亘り会の活動を経済的に支える大黒柱となって頂いていた。

ところが、会の柱石というべきこれらの会員の方々は、傷病や高齢化による引退（弁理士登録抹消）、ご逝去、業務の縮小等による会費支払いの謝絶など様々な要因により、減少が著しくなっている。

また、就任できる役職をほとんど全て経験し年齢を重ねた会員にとっては、次第に会務活動や弁理士会を担う活動から離れ、安からぬ特別会費の負担に意義を見出せず、免れうる請求との考えなのか支払いも滞るようになっていく。

かなり以前より、特許事務報酬の自由化で手数料の上昇がストップしており、中核業務である特許出願の減少が続いている状況の中、中堅会員の独立開業が難しく事務所経営の会員が中々増加しない。

高齢会員の退場を補うように新入会員が増えているが、未だ経済的に会を支えるような特別会費の負担を求められない。

会に所属して年数の浅い会員でも納入率は低いが、他会派では入会しても何年かは会費の納入を求められることが試験勉強仲間や合格同期会などで知られると、会費を払わなくても良いのではないかとの意識が働くからと推測される。

上述のところから、会費を請求している会員数(平成 26 年)は 300 名近いが、実績金額ベースで 5 割強、人数ベースで 5 割弱に止まっている。

高齢会員の申し出による会費免除も運用でなされ(創立 50 周年記念誌 P65 平成 18 年度幹事長 田中雅雄先生の回顧)、特別会費は過去に見直しが行われ減額された(同記念誌 P67 平成 20 年度幹事長 山崎高明先生の回顧)が、会費免除された会員名や特別会費の額は公表されていない。

それでも入会してから特別会費は上がる一方で、会員の意識と置かれた状況(独立自営業、事務所或いは会社等への勤務)に顧慮することはなく設定された額の納入のお願いをしている。このことが会費納入の金額・人数ベースで 5 割前後となっている理由であると思料される。

一方、支出は、選挙母体としての活動費用(連合分担金、他会派の行事への派遣)や会員獲得のための活動費用(祝賀会・口述練習会など)が大きな割合を占めている。ここ数年支出を切り詰めた運用がなされており、現在でも様々な支出低減を検討採用しているようなので、大幅な支出削減は困難である。

そこで、たとえば、会費納入会員増を目指して一律の引き下げをして、目論見が外れると収入減が甚だしく会の運営・存続に支障をきたすことになりかねない。

特別会費をそのまま据え置いて納入率を引き上げる手段としては、会費負担の時期的な分散化による支払い易さから、分割納付、一定額の口座自動引き落としなどがあるが、担当する会計の負担が増すことになる。また、自動引き落としは、会計が基本的には毎年交代するので受入口座変更が伴い、支払い側、会計共に煩雑となり採用は難しい。

会費規定を透明化(細則に明記)して、すべての会員に対してカテゴリー分けに基づく特別会費の金額を明示して理解を求め、一括払い以外の分納を認めるようにすることも考えられる。

カテゴリー分けの内容を明示すると、特別会費が上がる理由が一目瞭然となり、会員が役職に就くことを避けることを助長して人事選考の妨げとなることも予想される。

しかし、他の会派でも会費は徴収しているはずであるが、どのような分担で会員から徴収しているのか、時期及び金額を含めて外からは藪の中で、当会のみ明示すると、現在及び将来の会費負担が新人の入会を躊躇させる一因となる虞もある。

代替財源の確保の検討も考えられるが、現在のところ五里霧中で急場の役には立たない。

この上は、会派の存立理由を中堅、古参会員にもう一度肝に銘じていただき、経済的な支えになって

いただくことを懇願するほかないかもしれない。

今後は、幅広い世代の会員を委員とした財務委員会を設置して、会費納入率を上げ財務状況を改善するための策の検討を図ることも有効かとも思われる。

ちなみに、現執行部の任期切れが迫る平成 27 年 12 月 22 日に第 4 回幹事会が開催され、「弁理士同友会の財政状況報告と今後について」が議論された。

以 上

平成 27 年度弁理士同友会委員会報告

組織委員会活動報告

平成 27 年度組織委員会委員長

河合 利恵



本年度の組織委員会の活動について下記の通りご報告させていただきます。

1. 組織委員会の構成

担当副幹事長：大橋 剛之

委員長：河合 利恵

委員：茜ヶ久保 公二、明坂 正博、飯野 智史、石井 理太、石原 幸典、
市野 要助、円城寺 薫、大井 一郎、加太 章生、鎌田 和宏、
鈴木 聡子、関 大祐、田辺 稜、西口 克、服部 綾子、
細谷 道代、保屋野 光繁、茂木 康彦、山下 滋之（敬称略、五十音順）

2. 職務

組織委員会は、弁理士同友会組織の拡充および活性化を目的として、立案、審議し、実行する。

3. 諮問事項

- (1) 新規会員の入会勧誘とその組織化
- (2) 近年入会の若手会員同士の交流
- (3) 地方非会員に対する入会勧誘とその組織化
- (4) その他、組織の拡充および活性化施策の実行

4. 活動方針

4月に研修・組織・福利厚生合同委員会を開催し、組織委員会の本年度の活動方針について決定致しました。

例年にならい、下記の3つを活動方針の柱と致しました。

○ 弁理士試験受験生を対象として、弁理士試験口述練習会等の各種行事を通じ、弁理士同友会の周知を図り、将来の会員獲得に繋げること。

○ 若手会員及び近年の合格者を対象とし、各種行事を通じて、新規会員の入会を勧誘し、組織化を図ること。

○ これらの活動を通じ、近年入会の若手会員同士の交流を図り、組織を活性化し、拡充に努めること。

なお、2月の総会では、組織委員会に関しては「組織基盤の整備」をテーマに、組織強化の具体策として次の事項を企画・実行するとの方針が執行部より打ち出されました。

- 研修会・懇親会等を通じて新規会員の勧誘を積極的に行う。新規合格者及び無会派弁理士に向けて、研修会・懇親会などをこれまで以上に積極的にアナウンスし、弁理士同友会との接触機会が増えるように努力する。
- 弁理士同友会内における会員相互の交流を深め、魅力ある組織、所属していることに何等かの意義を見出せる組織を目指す。

具体的には、新規会員の勧誘に関しては今年度も引き続き、研修委員会主催で開催される研修会の情報を、同友会員宛だけでなく、組織委員会の方で情報を有している近年合格者にも配信し、近年合格者の参加を募りました。また、研修委員会主催の研修会後には組織委員会主催で懇親会を開催し、懇親会の場で勧誘活動を行いました。一方で、新規イベントを立ち上げるには至りませんでした。

同友会内における会員相互交流に関しては、Face to Faceの委員会を開催するよう方針が出されたので、これを口述練習会で出題する問題改訂会議という形で実施いたしました。また、「組織の拡大だけではなく組織の拡充にも重点をおく」との方針の下、本年度は無会派若手およびベテランから若手までの全ての同友会員を対象として、納涼BBQパーティーを開催しました。

また、総会における「中期的・長期的視点に立った人材の活用と育成」とのテーマに関しては、拡大正副幹事長会が開催され、各委員会の担当副幹事長と委員長とが一堂に会する機会が設けられました。組織委員会に関しても、後述する各活動について、大橋副幹事長と河合とで話し合いながら決めるよう心がけてまいりました。

5. 活動報告

(1) 長期型口述練習会（全12回）

〔日 程〕平成27年3月11日（水）～8月12日（水）（原則隔週水曜）

〔場 所〕弁理士会館地下2階・3階会議室、商工会館6階・7階会議室

〔参加者〕講師各回3～5名、受験生各回5～10名

長期型口述練習会は、主に口述落ちの受験生を対象として、3月から8月までの約半年間、隔週水曜日に全12回行いました。各回3人の講師から3パターンの問題を出題する形式で、受験生に対し実践的な口述試験の練習を行いました。昨年度までは毎回4人の講師、4パターンの出題を行っていましたが、受験生数の減少に伴い、講師数・出題数ともに減らして対応しました。



なお、講師役を引き受けてくださる先生方・近年の合格者が以前より減っており、このためか、受験生向けアンケートで、「もっと違う先生とも練習をしたかった」とのコメントがありました。

この長期型口述練習会に参加された受験生は、本試験でも高い合格率で合格を勝ち取られました。このため、参加された受験生からは大変感謝されました。

なお、本年度も、研修フェスティバル等で弁理士会館の全会議室が終日埋まってしまい、弁理士会館の会議室の予約がとれない日もありましたが、商工会館の会議室も使いながら、当初の予定通り全12回開催することが出来ました。



(2) 短期型口述練習会（全5回）

〔日 程〕平成27年8月26日（水）～9月24日（木）（原則毎週水曜）

〔場 所〕弁理士会館地下2階・3階会議室、商工会館6階・7階会議室

〔参加者〕講師各回11～14名、受験生各回30～40名

9月30日の弁理士試験の論文試験合格発表前に、主に論文試験の合格発表待ちの受験生を対象として、8月末から9月末までの5週間、毎週水曜日（最終日のみ木曜日）に全5回の短期型口述練習会を行いました。この練習会では、受験生に対し各回3人の講師が3パターンの問題を出題する形式で、実践的な口述試験の練習を行いました。一昨年度から回数を1回増やして全5回とし、第5回目は全法域

を出題範囲とすることで、より幅広く細やかな口述試験対策となるよう配慮しております。運営方法は例年同様、受験生が各講師のブースを周る巡回方式と致しました。練習終了後には受験生を集め、各講師より講評が行われました。多数の講師が一言ずつ講評するので、所感が異なる場合もあるのですが、共通する必須の注意事項も多く、参加された受験生からは好評でした。



(3) 登録祝賀会

[日 程] 平成27年5月13日(水)

[場 所] 講演会：霞が関ビル35階「東海大学校友会館」(三保の間)

祝賀会：霞が関ビル35階「東海大学校友会館」(朝日東海の間)

[参加者] 講演会：約45名(出欠を採っていないため概算)

祝賀会：計55名(会員23名、無会派若手4名、新規登録者28名)

本年度の登録祝賀会は、昨年度と同様、特別講演と祝賀パーティーとの2部構成として執り行いました。特別講演の講演者には古谷史旺先生をお迎えし、「知財立国の実現、弁理士への期待」と題して講演を行って頂きました。昨年度と同様、特別講演は、祝賀パーティーとは別の部屋で行い、座って聞けるように配慮致しました。集客も心配しておりましたが、約50脚用意した椅子はほぼ満席となりました。



祝賀パーティーでは、本年度も求人広告事務所を募集致しました。しかしながら、応募されたのが1事務所のみでしたので、祝賀パーティーの間に、当該事務所の求人担当の先生から一言、事務所のピーアールをしていただきました。なお、祝賀パーティー自体は、同友会のパンフレットを配って同友会の紹介をしたり、スライドを映したりして和やかに進み、多くの新規登録者との交流を図ることが出来ました。その結果、その場で新規会員を獲得することに成功致しました。



（４） 納涼ＢＢＱパーティー

〔日 程〕平成２７年８月５日（水）

〔場 所〕「バネバグース」赤坂見附店

〔参加者〕計２８名（会員２２名、無会派若手６名、同伴０名）

「組織の拡大だけではなく組織の拡充にも重点をおく」との方針の下、本年は、無会派若手を対象とした「若手向け納涼会」に代えて、無会派若手及びベテランから若手までの全ての同友会員を対象として「納涼ＢＢＱパーティー」を初開催致しました。

従前の「若手向け納涼会」では、タイトルに「若手向け」と入っていることから、無会派若手の方の会費は割引をしておりました。しかしながら、今回の「納涼ＢＢＱパーティー」では「若手向け」と謳っていないことから、無会派若手の参加者に対しても会費の割引を設けませんでした。これにより参加のハードルが高くなってしまったのか、無会派若手の参加者が６名と、あまり多くなりませんでした。

無会派若手の参加者が少なく、会員の参加者が多かったため、歓談中には、同友会紹介などの無会派若手向けのプログラムは行わず、新規会員紹介などの既存の会員向けのプログラムを行いました。今回は、残念ながら新規入会者が無く、組織の拡大には貢献できませんでした。一方、ベテラン会員が何名も参加され、既存の会員向けのプログラムも実施したため、組織の拡充を図ることへの貢献は多少できたのではないかと思います。



(5) 第2回組織委員会（口述問題改訂会議）

〔日 程〕平成27年9月8日（火）

〔場 所〕弁理士会館2階2-A会議室

〔参加者〕計15名（組織委員14名、オブザーバー青山仁先生）

同友会内における会員相互交流の目的の下、Face to Faceの委員会を開催するべく、本年度の口述練習会で出題する問題・解答の相互チェック・ブラッシュアップを目的とし、例年はメール会議だけで行っていた検討を、委員が集合して直接打ち合わせて行いました。法域毎に部会を設け、予め、過去に出題した問題のチェックおよび新聞作成を各部会内で行い、そのチェック結果および新聞を持ち寄って意見を交換しました。

結果として、非常に活発に発言があり、目的とする問題・解答の相互チェック・ブラッシュアップを図れたと同時に、「弁理士同友会内における会員相互の交流を深める」という趣旨にも合致するものとなったと考えます。



(6) 口述講習会

[日 程] 平成27年10月1日(木)

[場 所] 弁理士会館2階2-A B会議室

[参加者] 計51名(講師等6名、受験生:45名)

弁理士試験の論文試験合格発表直後、合格者を対象とし、口述試験対策を講習会形式で行う、口述講習会を実施しました。口述講習会は、例年同一内容のものを2回行っておりましたが、昨今の受験生数の減少を勘案し、例年とは異なり、本年度は1回のみ行いました。本年度も、元受験機関講師の立場から、茜ヶ久保先生より口述試験のマナーやルール、対策等についてレジュメを配ってお話し頂きました。また、合格者の立場からは、田辺悟史先生、城田晴栄先生より体験談をお話頂きました。



さらに本年度は、趣向を凝らし、田辺先生、城田先生が昨年度実際に出題された問題を題材に、田辺先生、城田先生、大橋先生、河合の4名で、口述試験の状況を再現した口述試験再現寸劇を行いました。寸劇は、前年の受験の本番の様子を、緊張感あふれる様子まで再現された田辺先生、城田先生の好演により、受験生から大変好評でした。



なお、本年度は、受験生数の減少に伴う受講者の大幅減を想定していましたが、当初の予想を超える受験生に受講して頂け、また、本年度より新たに行った寸劇も好評でした。予算は厳しいですが、来年度以降も口述講習会を続けていければと考えています。

(7) 口述練習会

[日 程] 平成27年10月13日(火)

〔場 所〕 練習会：弁理士会館 3 階 3－A～F 合同会議室

慰労会：「鍛冶屋 文蔵」霞が関店

〔参加者〕 練習会：計 111 名（講師・受付・誘導 40 名、受験生 71 名）

慰労会：計 32 名

本年度の口述練習会も、例年通り、同友会若手会員及び同友会の各種行事に参加経験のある若手の先生を中心に講師をお願いして開催致しました。当日は、統括の大橋副幹事長が急遽参加できない状況となったため、当日の運営を非常に心配しておりました。当日はベテランの先生方から、見える部分・見えない部分で多大なるサポートを頂いたお陰でなんとか無事開催することが出来、例年同様、大きな問題無く運営することが出来ました。

昨年度は春秋会と口述練習会の日程が被ってしまいましたが、本年度は青山幹事長に他会派と日程調整をして頂いたため、他会派の口述練習会とは日程が被りませんでした。その結果、論文合格者の数が昨年から約 100 名減りましたが、受験生の参加人数は昨年から 16 名増となりました。一方、昨年度の受験生の参加人数減少に鑑みて講師の人数や練習用ブースの数を減らしていたため、結果として受験生の待ち時間が増え、参加した受験生からのアンケート結果でも待ち時間についての指摘を複数受けました。一方で、内容面に関しては、講師の先生方からの的確・丁寧なアドバイスに感謝・満足した旨のコメントを受領できました。



来年度は、本年度と同様に、他会派と日程が被らずに開催出来るよう日程調整を行いつつ、本年度の反省点を生かして運営できればと思います。

（８） 就職説明会

〔日 程〕 平成 27 年 11 月 30 日（金）

〔場 所〕 説明会：弁理士会館 3 階 3－A～F 合同会議室

懇談会：「Sign kasumigaseki」

〔参加者〕 説明会：計 80 名（運営 9 名、求人側 17 事務所 37 名、求職者 34 名）

懇談会：計 79 名（運営 7 名、求人側 17 事務所 38 名、求職者 34 名）

例年と同じく、第 1 部は「講演形式での事務所・企業紹介」、第 2 部は「求職者がブースを巡回する形式での個別面談」とする 2 部構成で就職説明会を開催致しました。また、就職説明会の後は、会場を移

して、立食で食事などを採りながら「フランクな形式で採用担当者と求職希望者との懇談」をして頂く就職懇談会を開催致しました。

今年は、求人事務所側は、過去最高の17事務所にご参加いただくことができました。一方で、求職者側は、昨年と同様、最終合格者の人数が大幅に減ったことが影響し、あまり多くの人数を集めることができませんでした。最終的に、お越しいただいた求人事務所側の総人数の方が求職者の人数よりも多くなったため、求人事務所側からのクレームも覚悟致しましたが、参加を辞退された事務所が1事務所あったことを除き、大きなクレームにつながることなく済みました。



当日の運営は、会場である弁理士会館3階会議室が、開始直前時間まで弁理士会の会務に使用されており、パーティションも閉まっていたため、開始時間の定刻を過ぎてから机の並べ替え等の会場設定を始めざるを得ず、開始前後は非常に慌ただしくなっていました。その結果、全体のスケジュールを10分繰り下げて対応することとなり、参加された皆様にはご迷惑をおかけしてしまいました。開始後は、説明会、懇親会ともに、求職者・求人事務所間で活発に話が行われたと感じました。



就職説明会を通じ、同友会の会員が所属する事務所・企業に多くの求職者が就職することで、将来の会員増につながっていくことを強く願っています。

(9) プチ合格祝賀会

[日 程] 平成27年12月8日(火)

[場 所] 祝賀会：イタリア自由料理「Liberte」(リベルタ)

二次会：「赤バス」

[参加者] 祝賀会：計30名(講師16名、合格者14名)

二次会：計10名(講師4名、合格者6名)

例年と同様、本年度も、上記のように、長期型口述練習会(全12回)・短期型口述練習会(全5回)を行い、これらの口述練習会に参加して最終合格を果たした方を対象に、プチ合格祝賀会を執り行いました。同友会員が長期にわたって受験指導を行い、顔なじみとなった受験生の合格をお祝いすることによって、合格者の同友会に対する親しみが増すことで、将来の会員獲得につながるものと考えています。

本祝賀会は、同友会の宣伝もしながらアットホームな感じで行われました。会場に関し、一昨年度利用した「パスタフローラ」、昨年利用した「Mr. GRILLMAN」が共に閉店してしまっていたため、本年度は、以前利用していた「リベルタ」での開催となりました。スペースは若干狭かったのですが、かえって同友会講師と合格者との距離が縮まり、密に話をするのができたと感じています。青山幹事長にもご参加いただき、講師の方から多くのご寄付をいただきました。ありがとうございました。この場をお借りしてお礼申し上げます。

二次会も、青山幹事長のご厚意で開催いただきました。河田良夫先生もご寄付をありがとうございました。



6. 謝辞

最後になりましたが、本年度の行事の運営に携わって頂いた組織委員の皆様、研修委員会及び福利厚生委員会の皆様、1年間色々ご協力頂きありがとうございました。おかげさまで、本年度は10名の方にご入会頂くことが出来ました。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

以 上

【特別企画その①】

弁理士 3 者鼎談

『“同業他者（社）”は何を思う？』



平成 27 年度弁理士同友会広報委員会特別企画

会員の皆さんは、弁理士同友会にどんな人が所属しているかをご存知でしょうか？

会員同士のことをより良く知っていただく為に、この企画では弁理士という同じ職種にありながら、小規模事務所、大規模事務所、企業にそれぞれ勤務する中堅 3 人の先生方に、弁理士としての働き方、キャリアデザイン、同友会との関わり方、その魅力について座談会形式で語っていただきました。



A先生

所員 100 人規模の特許事務所に勤務して 10 年目。専門は特許で、自動車や溶接関係、建設機械を扱うことが多い。



B先生

所員 10 人規模の特許事務所に勤務して 10 年目。専門は意匠、商標。



C先生

小規模特許事務所に数年勤務した後、メーカーの知的財産部に転職して 8 年目。専門は電気機械。

事務所勤務か、企業勤務か——

C先生 事務所で仕事をしていた頃は、クライアントさんからすると特許事務所は「外注」という関係ですよね。もっと内部から関わって積極的に知財を活用するという仕事ができたらと考えていました。





A先生 ずっと事務所にいると、外の世界を見てみたい、という気持ちは出てきますね。

B先生 どういう背景でこの仕事が出てきているのかという事をもっと知りたいですしね。どこに所属して働くかは、まさにその人が弁理士として何をやりたいか、ということに依ると思います。



C先生 これは私見ですが、企業に在るとより大きな視点でサービスを提供できる。特許という一部分の業務から、社会全体に影響を与える投げかけができる気がします。

A先生 企業によっては知的財産部の力が強いところと、そうでないところがあって（笑）。企業の姿勢として知的財産にしっかりしているところは、やはり知財部の力が強いんですね。



C先生 それは確かにありますね。特に、外資系企業は比較的リーガルを尊重する傾向にあると聞きます。

B先生 私も一度、企業で働いてみたい気がします。クライアントの立場、気持ちがより理解できるようになりますから。企業の知的財産部門によっては、3、4人くらいのチームで世界の知財を動かしている。そういうダイナミックな、戦略的な仕事に携わってみたいという思いはあります。

一方、小規模事務所ではすべて自分でこなさなければならないので、ゼネラリストとして成長できるし、見識も深まる。それはそれでとても面白いです。



C先生 他方、大規模事務所にいくと、各人の技術分野に応じて仕事に分かれているから専門性は深まるよね。



A先生

そうですね。私もいろいろな世界を見てみたいという希望はあります。企業と特許事務所は全く立場が違いますから。もっと企業と事務所間で人事交流のようなことができたらなあと思います。ただ、知的財産部などは会社のトップシークレットを扱う部署なので、なかなか外の人間が出たり入ったりというのは、システムとしては難しいのかもしれないですね。



C先生 企業がそうした必要性を感じているかとか、人件費などコストの問題もありますね。

スピードと精度を両立する

A先生 クライアントの姿勢によっても、仕事の進め方は大分違います。発明者の方がいて、知的財産部がいて、我々特許事務所が関わるわけですが、知的財産にしっかりしている企業は図面や提案書など、揃えてくる資料がピシッとしている。



スピードを求められる事業ですと、我々が調査に数週間から一カ月程度かかるという、それを待っているのか、並行して事業を進めるのか、知財部が判断を迫られる。回答がグレーだったりすると、じゃあリスクをどう背負うのか、とかね。



C先生

私は企業内で働いているので、コミュニケーションは密にしています。だから思ったより軋轢はないですね。お互い助け合っています（笑）。

ただ、おっしゃる通り「スピード」は今、キーワードです。世の中の動きが早いですからね。



B先生 商標はまさにそうです。商品によっては回転が早い。半年単位とか。そうなるのと調査はするけれど、商標権の取得まではなかなかいかない。そういう風潮があることは確かです。



A先生

スピードとともに、精度も重要ですね。調査ってキリがないじゃないですか。スピードと精度をどう両立していくか、課題ですね。

同友会に入ったきっかけ

B先生 勉強を教えてくださいました先輩が同友会にいらっしゃったので、そのご縁で私



も入りました。いろいろなイベントもありますし、人とのつながりもできますので、私は入って良かったなと思っています。弁理士って、基本的に一人で何でもこなしていく仕事なので「ちょっとこの事について聞きたい、知りたいな」と思った時に、色々聞ける関係があるのはありがたいです。同期と会って話をすると、刺激も受けますし。



A先生

委員会の仕事もあるし、大変な部分もありますけれどね。

B先生　そうですね。頑張って活動しちゃうと、また自分で仕事を増やしちゃうみたいなの（笑）。



A先生

委員会の仕事を引き受けると、日中に委員会の会合がある事もあるので、企業勤務の方は参加するのが難しいですね。

C先生

そうですねえ。私も以前、委員を引き受けていましたが、結局なり手がいないので、頑張る人に仕事が集中してしまう。まあ、仕事でも何でもそうかもしれないですけど。



B先生

一度委員長を引き受けてしまうと、あ、この人やってくれるって、もう逃れられないですよ（笑）。でも、大変な分、人間関係も深まりますし、知り合いも増えます。同友会以外の会派の人とも知り合えるし。それはとても良いですよ。

A先生

私も今の事務所に入って2、3カ月経った時、先輩のT.F先生から「同友会に入らない？」って誘われまして、入るものなのかなと（笑）。でも、同友会は30代、40代の若いメンバーも多いし、例えば、K.I先生やK.A先生、それから女性のK.I先生とか、とても面白い方がたくさんいますよ。忙しい中でも駆けつけてくれて、同友会の活動を一生懸命やっているのを見ると刺激を受けますね。



C先生

同友会はもともと日大出身者が母体なので、日大出身者は自動的に入るという流れがありますよね。

B先生 最近は、そういうのは通用しないですねえ。



A先生 プレッシャーが足りないんじゃないの？（笑）

B先生

うーん、そうなのかなあ。合格前に勉強会で教えてきた後輩であっても、入会を固辞されてしまう。時代の流れなんでしょうか。昔は弁理士になったら事務所に入るというのが規定路線でしたが、今は企業に勤務するとか、特許庁に行くというような就職の選択肢が広がっていることも、影響しているのかもしれない。



C先生 企業勤務だと、自ずと日中は活動が制限されますから。会派に入るメリットはあるのですが、活動に参加するには障壁がある。

業務のトレンドを感じ、知識を深める場

C先生 私はやはり同友会に属していたからこそ知り合えた方がいますし、貴重な人とのつながりが財産ですね。



A先生

同友会は世代も若いし、個性豊かなメンバーに囲まれています。一見、弁理士っぽくない方がいて（笑）。私は入会して半年くらいでそういう方たちと知り合って、とてもインパクト強くて、なんだ、こんな面白い人たちがいるんだって思いました。



委員会の仕事も、かなり自分の時間をとられるけれど、他の先生も同じ境遇で、同じように頑張っていらっしゃるのを見ると、やらなければなあと思います。

B先生

私も同友会があったからこそ、知り合いが飛躍的に増えました。それは大きなメリットです。今は同友会の研修会に加えて、ランニングや野球なども企画されています。

研修委員をやったことがあるので、同友会の研修会についていうと、参加者はほとんど合格間もない、どの会派にも属していない新人の方が多いのが最近の特徴です。現会



員にとっても魅力ある研修を企画するというのは大変だけど、課題だと思います。



C先生 弁理士会の研修も充実しているから、ダブらないようにしないと。

B先生 同友会でも〇〇先生とか〇〇先生などメジャーな方を呼んでいるんですよ。もっと皆さんに参加してほしいなあ。



将来をみすえて

C先生 私は会社の利益にどう自分の仕事が貢献できるのか、という事に尽きますね。特許を通じてどう会社の利益に貢献するのか、ひいては社会にインパクトを与えられるか。社会に対する貢献というのは、企業の役割でもありますから。

もちろん、日々の業務の中では壁にぶち当たることもあります。特許だけの事情で動くこともできないので、けれど、それは会社全体としてどちらに行くべきなのかということを常に考えています。



B先生 弁理士になったばかりの頃は、私も特許をやるのだろうと思っていたんですが、いろいろ考えて意匠の方に進みました。弁理士全体の業務からみると、意匠の出願件数は1割くらいですが、専門家も少ないので究めていきたいですね。国際的にも意匠制度ってまだまだこれからの分野なので、しっかり知識を積んでいきたいです。

C先生 何を専門にして究めていこうか、悩みますけれど、それが決まってくるとこの事務所に行ったら良いのか、どの先生なら詳しいのか、やはり人を通じて情報を得ることができる。同友会のメリットもあります。



A先生 特許の出願件数が減少傾向にある中、大規模事務所としてはどう受注を確保していくのかという課題は、切実に感じています。

C先生 同友会では、弁理士としての理想像を追求するために「深い教養と高い品位の保持と向上に務め得る研鑽の場」を創り出すというのが一つ、使命としてあると思うんで



す。同業の方と交流することでまさにお互い刺激を受けて、高め合っていけると思います。

A先生 私は規模の大きな事務所に属しているので、営業の仕方や人事管理のあり方などを他所ではどのようにされているのか、関心があります。同友会ではいろいろな事務所のあり方が垣間見えるので、とても勉強になります。皆さんに助けて頂きながら、私も何か貢献できればと思います。



B先生

同友会を通じて日本弁理士会の活動に参加すると、弁理士としての在り方に襟を正す思いですね。大変ですが刺激を受けますし、やり甲斐もあります。知り合いも増えますしね。自分の周囲に限らず弁理士の広い世界を見ることができるのも、同友会に属しているおかげだと思います。

以 上

【特別企画その②】



同友会の属性分析

『同友会ってどんな人がいるの?』

平成27年度弁理士同友会組織委員会委員長 河合 利恵

会員の皆さんは、弁理士同友会の会員にどのような特徴があるかをご存知でしょうか？
組織委員会委員長であり、興味ある事柄に触れるとデータに基づいて解析したくなるという河合利恵先生に、あるデータから同友会の属性を分析していただきました。

<背景・目的>

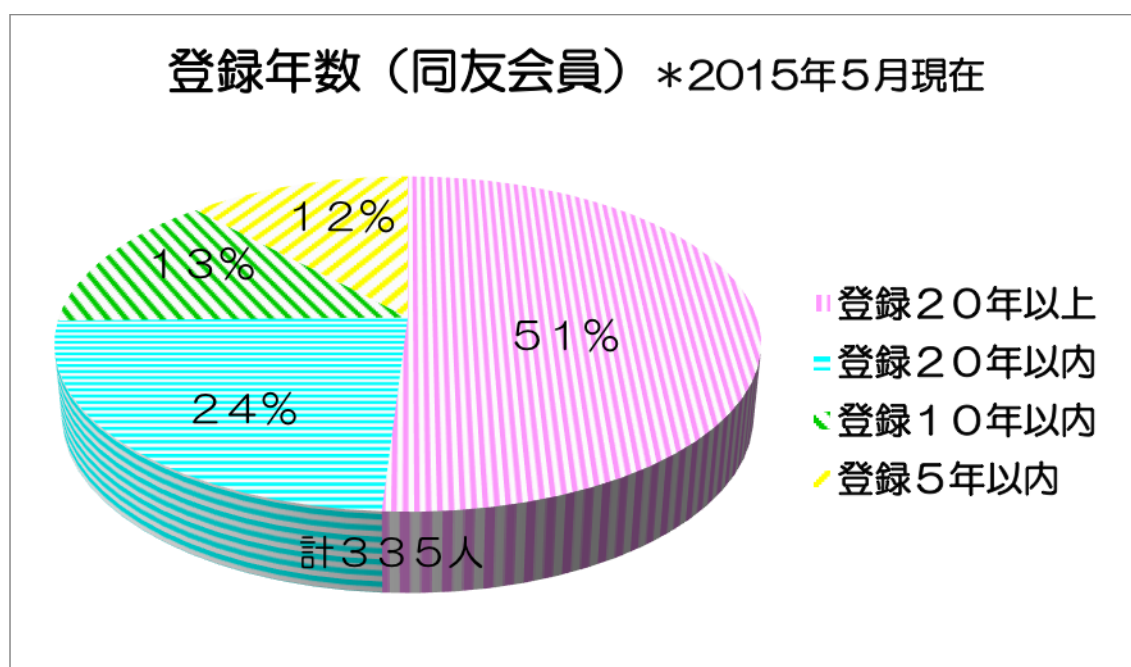
「同友会って若い人が多いよね」と、他会派の先生方からよく言われる、という話を耳にする機会が続きました。2014年に入会し、同友会のいろいろなイベントに参加してみて周りをきょろきょろし、受験生時代に自分の周りにいた人たちと頭の中でこっそり比べてみると（みなさん、ごめんなさい）、確かにそんな気がします。でも、「なるほど、確かにね」と納得できるデータを目にすることがありません。

そういえば私は組織委員です。入会を検討する人が、「同友会にはどんな人がいるんだろう？」と興味を持ったときに、何か提供できるデータがあれば、同友会を紹介しやすいかもしれません。では自分で調べればいいのか、とデータ好き理系女子の血が騒ぎます。そこで、調べてみることにしました。

<調査>

2015年4月現在の同友会の名簿をお預かりし、会員の先生方の登録番号に基づいて調べました（名簿には先生方の実年齢は掲載されていないため）。その登録番号から弁理士ナビで登録年数を調べ、登録年数が「5年以内」、「5年以上10年以内」、「10年以上20年以内」、「20年以上」の各割合を算出しました。

<結果その1：同友会の先生方の登録年数分布>



母数：335人（2015年4月現在）

登録年数20年以上：51.0%（171名）

登録年数10年以上20年以内：23.7%（79名）

登録年数5年以上10年以内：13.4%（45名）

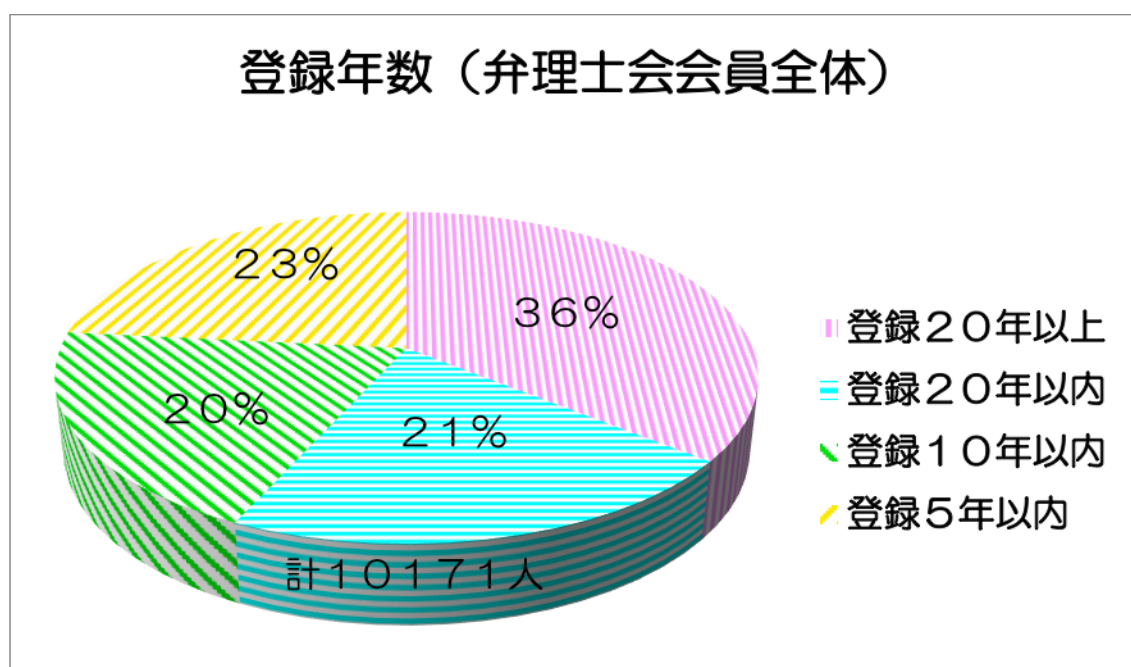
登録年数5年以内：11.9%（40名）

<結果の検討その1>

上記結果を出した時点で、気付きました。「若い」、というのは相対的な表現です。比べる相手がいないければ、上記結果が「若い」ということを示しているのか分かりません。

そこで、上記結果を、弁理士全体における登録年数の割合と比較してみることで、弁理士全体の中でも若いのかどうか分かるのではないかと考え、弁理士会から発行された弁理士白書（平成26年度（2014）版。以下同じ）から読み取ることができるデータと比較してみることにしました。（古谷先生、弁理士白書を活用させていただきました。）

<結果その2：比較データ>



母数：10,171人（2013年度までの登録者）

登録年数20年以上：35.8%（3,646名）

登録年数10年以上20年以内：19.8%（2,008名）

登録年数5年以上10年以内：21.0%（2,135名）

登録年数5年以内：23.4%（2,382名）

<結果の検討その2>

…予想と違っていました。弁理士全体における、登録5年以内の割合が、同友会での割合の約2倍です。ということは、外から見て多く存在しているはずの「若い」と言われている同友会の先生方は、おそらくその「5年以内」に属している人を指していないと考えられます。登録20年以上の先生方の割合も、同友会では半数を超えています。

以上から、登録年数に基づいたデータからは、残念ながら、「同友会は若い人が多い」という結論に結びつけることができませんでした。

<得られた結果からの推測>

- ① 同友会の先生には、弁理士会員全体と比較した場合、非常に若くして合格・登録された方が多いのではないかと（先生方の見た目からきっと間違いない、との私の見解）
- ② 弁理士白書によると、2013年度の弁理士の平均年齢は49.07歳。登録年数にかかわらず、同友会員の平均年齢はもっと若いのでは？
- ③ ①、②の結果、弁理士会の会務等に参加される先生方、同友会主催で開催される行事で動かれている先生方、執行部の先生方等が、他会派と比べて若い方が多くなり、外から見ると「同友会って若い人が多いよね」となるのでは？

<結論（仮）>

現状の名簿の記載事項で求められるのは、残念ながらここまでが限界のようです。何かの機会に、同友会員の方々の実際の年齢、または「登録されたときの年齢」（登録年数と合わせれば現在の年齢が求められます。匿名可！）をうかがうことができれば、「同友会は若い人が多い」という結論を出せる可能性があると考えています。

現状の名簿の記載事項以外に、上述した実際の年齢や、文系／理系の比、意匠・商標がメインか、特許がメインか、等の割合なども、同友会において知る機会があるといいな、と個人的には考えています（なお、これらのデータは、弁理士白書には掲載されています）。

新規会員勧誘にあたり、入会を検討する人が、同友会に興味を持ったときに提供できるデータがあれば、「じゃあ入ってみようかな」と入会に結びつく可能性があると考えています。また、新規会員勧誘以外の目的でも、組織委員会の委嘱事項の一つである「組織の拡充および活性化施策の実行」につながるのであれば、同友会員の方が知りたいと思われるデータがあれば出せるようにできないかな？とも考えています。「最近はこんな人がいるのか、ちょっと見てみるか」と、各種イベントに参加してくださる先生方が増えるといいな、と妄想しつつ、今回の結論（仮：続編あり？）と致します。

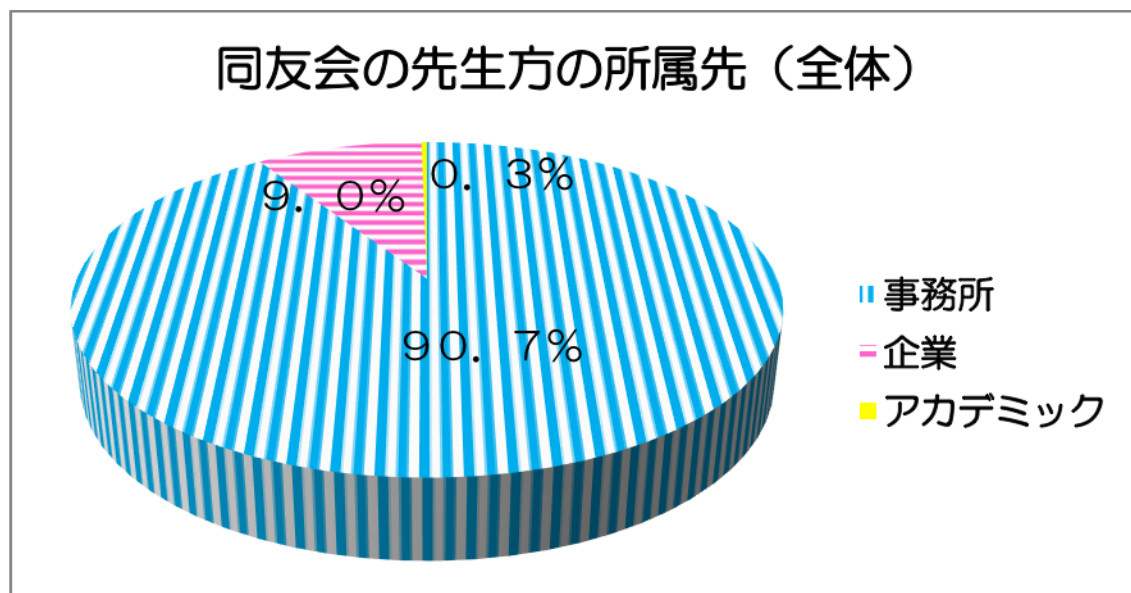
~~~~~

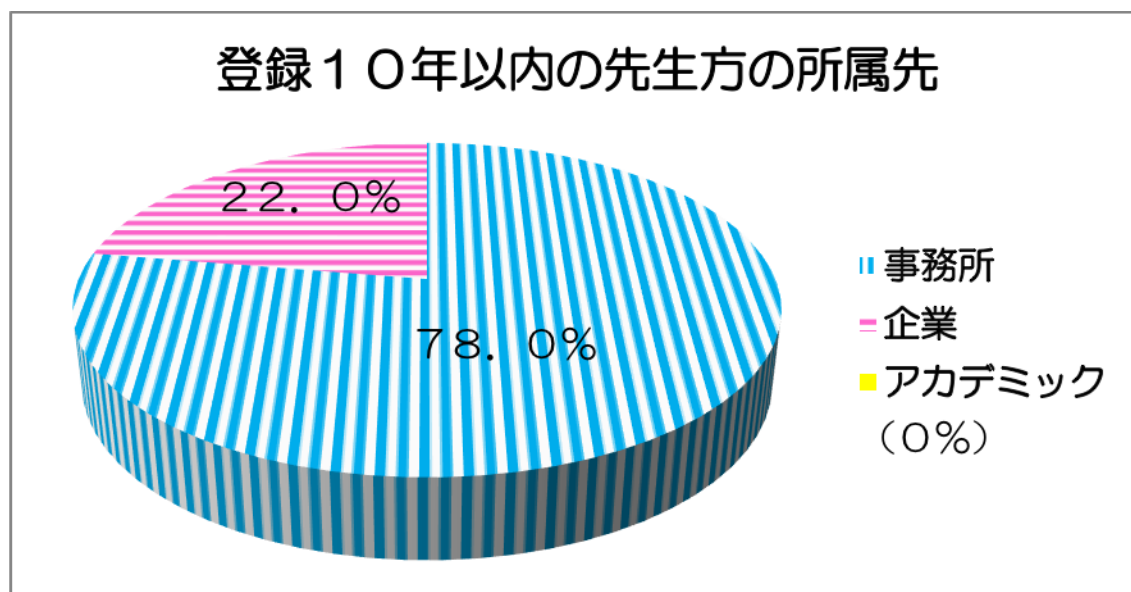
## <追記：同友会のみなさんは、どこにお勤め？>

名簿から、同友会の先生方のお勤め先についてもその割合を算出してみました。

参考データ：

同友会のみなさんは、どこにお勤め？





同友会全体では事務所勤務の先生方が90%を超えているのに対し、同友会でも登録10年以内の先生方では企業勤務の割合が20%を超えており、比率が異なっていました。

これに対して、弁理士全体（弁理士白書）では、

事務所勤務・経営78%、企業21%、非営利団体等（アカデミックを含む）1%となっていました。

以上から、登録10年以内では、弁理士全体と、同友会における企業弁理士の先生方の割合は同じくらいになっています。同友会全体では、事務所勤務の先生方が、弁理士全体での割合よりも多くなっていることが分かりました。

以 上

## 会員の広場

### 新規入会者より

会員 横田 香澄

はじめまして。この度、弁理士同友会に入会させて頂きました、特許業務法人ブライタスの横田香澄と申します。どうぞよろしくお願い致します。

ブライタスは、大阪にある総勢 16 名の小さな事務所です。東京にもオフィス（と言っても、ワンルームマンションの一室で常駐のスタッフは居ませんでした・・・）がありましたが、2015 年 10 月、業務拡大のため、東京オフィスを銀座に移転・拡張致しました。ちょうど同じ頃、夫の関東への転勤が決まったこともあり、私が、大阪オフィスから東京オフィスに異動することとなりました。現在、東京オフィスには、私も含め 4 名のスタッフがおります。

私は、生まれも育ちも東京で、2009 年に、夫の転勤で大阪に行きました。大阪での最初の 1 年半は、専業主婦をしながら弁理士試験の勉強をしていて、家に引きこもりの生活を送っていました。その後、2010 年に弁理士試験に合格し、新大阪にある化学を専門とする大手特許事務所に入所しました。そして、約 4 年間経験を積んだ後、現在の特許業務法人ブライタス（大阪オフィス）に転職致しました。

大阪では、登録後すぐに西日本弁理士クラブ（以下、西弁）に入会しました。西弁では、ゴルフ、飲み会、そして、2013～2015 年に広報担当幹事および副幹事長を務めさせて戴いたこともあり、本当にたくさんの先生方と出会うことができました。西弁のお陰で、楽しい大阪生活を送ることができました。東京でも、そんな出会いがあったらいいなと思い、会派に所属することに致しました。

数ある会派の中でも同友会を選んだ理由は、西弁の行事に参加して下さった同友会の先生方が皆さま明るくて優しかったこと、また、女性が多いように感じたからです。私はゴルフが大好きなので、桜友会、女子ゴルフ部の活動に、ぜひ参加させてください。

同友会に入会して数か月、まだまだ分からないことばかりですが、今後とも、どうぞよろしくお願い致します。

以 上

## 会員の広場

### 新規入会者より

会員 鈴木 聡子

このたび弁理士同友会に入会させていただきました、鈴木聡子と申します。

私は、平成24年度弁理士試験に合格しました。同友会との最初の出会いは、同友会主催の合格祝賀会に出席させて頂いたときでした。祝賀会では、多くの先生方にご挨拶させて頂くと共に、ゴルフ部に所属している女性とお会いすることができました。その方は、初対面であるにも関わらずゴルフの練習会にまでお誘いくださいました。同友会に入会するきっかけは、その方と出会えたことと、練習会に参加している方々がとても良い方ばかりで、練習後の飲み会もとても楽しかったことです。

その頃は練習会にこそ参加していたものの、同友会にはまだ入会していませんでした。入会していないにも関わらず、練習会に声をかけてくださる気さくさも同友会の先生方の魅力だと思います。

ちょうど、私は、特許事務所から企業（知財部）へと転職をしたり、自宅の引っ越し等で忙しい日々を過ごしておりましたが、同友会の方とも連絡を取らせて頂いていたので、同友会の皆様の少しでもお役に立つことができればと思い、入会を決めました。

更には、同友会に入会してまもなくして組織委員会に入ったため、右も左も分からない状況でしたが、組織委員会では他の先生方と交流する機会が増え、色々な面で気づくことも多く、またご教示も賜りました。その時間はとても貴重なもので、とても勉強になりました。

同友会の活動を通して皆様との交流を更に深め、弁理士として成長し、貢献できるよう活動して行きたいと思います。

今後ともどうぞ宜しくお願い申し上げます。

以 上

## 会員の広場

### 新規入会者より

会員 木下 郁江



はじめまして！今年度、同友会に入会させて頂きました 木下郁江と申します。

平成24年度に弁理士試験に最終合格いたしました。

このたびは、原稿掲載の機会を頂きまして誠に有難うございます。

私が弁理士試験に最初に挑戦したのは、いまから約10年前でした。

当時、小泉首相の「知財立国」なるものに妙に納得してしまい、資源の少ない日本を救うのは、まさに知財！との激しい思い込み（！）から、すべてがスタートしました。

二度目の挑戦は、娘が二歳になる直前から始まりました。夜中は、片手に娘を抱きながら、片手で論文を書くという荒業（？）にも挑戦！すっかり腕の筋肉がついてしまいました（笑）。

妊娠を機に一度はあきらめようとした弁理士の道でしたが、再燃し、最後まで駆け抜けられたのは、私の情熱にも勝る周囲の温かい応援があったからでした。

現在、合格してから、3年が経とうとしていますが、晴れて、都内特許事務所にて商標業務に携われることができました。

それもこれも、同友会の合格祝賀会でお会いした高下先生のご縁を通じて、同友会に入会させて頂き、今年度の商標委員会委員として参加させて頂く機会に恵まれたためです。

この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。

当初は、会派に入ることにについて若干の緊張があったものの、いざ入会してみますと、イベント等での皆様の温かいご対応、そしてアットホームな雰囲気にな不安などすっかり吹き飛んでしまいました。私は今年度、広報委員として活動させて頂いておりますが、月1回の集会も、大変楽しみにしております。

同友会会員の皆さまとの交流を通じて、今後も、受験時代の情熱を忘れずに、弁理士業務を日々邁進していく所存です。

今後とも、どうぞご指導ご鞭撻の程をよろしくお願い申し上げます。

以 上

## 会員の広場

### 新規入会者より

会員 家田 真吾



#### 【同友会入会のご挨拶】

このたび、同友会に入会させていただきました、家田真吾と申します。

今般、弁護士登録と同時に、気持ちも新たに弁理士登録を行い、口述試験練習会や合格祝賀会でお世話になっていた同友会に入会させていただくこととなりました。

私は、岐阜大学工学部機械システム工学科を卒業し、メーカーの知的財産部に3年間勤務した後、名古屋大学法科大学院を修了し、名古屋での司法修習を経て、現在は、名古屋にある弁護士法人しょうぶ法律事務所に弁護士・弁理士として勤務しております。

私の弁理士登録の番号は20076ですが、私が弁理士試験に合格したのは、私がメーカーに勤務していた平成20年（実務修習が実施されたはじめての世代）のことです。メーカー勤務時には、ハイブリッド技術グループの開発メンバーと共に、ハイブリッド自動車に関する特許発明の創作活動に関わるなど、知的財産部の担当者としてのみならず、発明者としての立場も経験することができました。

現在、私が勤務している法律事務所は、企業法務、倒産法務を中心に取り扱いっており、私は主に、企業間の訴訟対応や訴訟に至る以前の交渉、法律相談、契約書作成等の業務に従事しております。また、時折、日本弁理士会や顧問先等の依頼を受け、知的財産に関するセミナーなども行っています。

顧問先から寄せられる相談には、株主総会対応や契約審査・契約書作成といったいわゆる企業法務と呼ばれるものから、取引先が破産した場合の対応、従業員の逮捕といった刑事事件に至るまで多岐にわたっており、民法、会社法、下請法、労働法、破産法、刑法、刑事訴訟法など様々な法律に精通していなければならない、日々悪戦苦闘しながら業務に取り組んでおります。

弁理士としても、弁護士としても、社会人としても、まだまだ未熟者ですが、初心を忘れず、日々研鑽を重ねて参りたいと思います。

今後とも皆様のご指導ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

## 会員の広場

### 新規入会者より

会員 佐藤 秀信

このたび、弁理士同友会に入会させて頂きました佐藤秀信と申します。平成 23 年度弁理士試験に合格の後、平成 26 年度に弁理士登録を致しました。今回、原稿掲載の機会を頂き、誠にありがとうございます。この場をお借りして自己紹介をさせていただきます。

私は、もともと発明品にふれることが好きで、将来は様々な発明品に携わる機会の多い弁理士という職業に就きたいという希望があり、学生時代から専攻の学業と並行して弁理士試験合格に向けた勉強をしておりました。

大学卒業後は機械系メーカーに入社し、技術部門や調達部門等、様々な業務に携わらせて頂きました。社会経験が浅い状態で弁理士試験に合格させて頂いたため、合格後すぐには知財部門には異動せず、まずはもの作りや技術の知見を得るという趣旨で、数年間いくつかの部門を経験させて頂きました。そういった経緯があり、前述の通り、弁理士試験合格後すぐには弁理士登録を行いませんでした。

平成 26 年度になり、念願の知財部門に異動し、現在は主に国内外の特許権利化業務を行っております。しかしながら、実際に業務を行うようになり、想像以上の知財業務の難しさ、奥深さを痛感しております。一日でも早く、弁理士の名に恥じない人財になるべく日々精進する所存です。

上述のような思いがあり、諸先輩方のお話をお伺いする機会を頂くため、また各種勉強会に参加させて頂くため、弁理士同友会に入会させて頂きました。弁理士同友会を選択させて頂いた理由は、数ある会派の中で、特に会員同士の距離が近く、情報交換等が活発と感じたためです。

現在の勤務地が茨城県のつくばということに加え、拘束の多い会社員ということもあり、勉強会、行事、会務活動への参加には少なからず制限がございますが、出来る限り積極的に参加させて頂きたいと考えております。

私はまだ 20 代の若輩者ではございますが、諸先輩方にはご指導ご鞭撻を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

以 上

## 会員の広場

### 新規入会者より

会員

河田 良夫

今年度、同友会に入会させて頂いた河田良夫と申します。

よろしくお願いいたします。

現在、特許事務所に勤務しております。

前職は、SEをしておりました。

同友会に入会するきっかけは、勤務している事務所の所長をはじめ、他の先生方全員が同友会に所属されており、自然の流れ（半ば強制的に？）で入会させて頂きました。

入会後は、口述練習会・就職説明会等のお手伝いや、同友会主催の研修会（その後の懇親会にも）に参加させて頂き、多くの先生方とお会いする機会を得ることが出来ました。

先生方も気さくな方が多く、気軽に話しかけて頂き、同友会のパンフレットに書かれているとおり、当会がアットホームな会派であることを実感した次第です。

仕事面においては、知財の奥深さ、はたまた知らないことが多く、未熟さを痛感する毎日です。

日々精進しなければと思うのですが、思うにまかせずの状態です。

（単なる怠け者に過ぎないのですが）

こんな未熟者ではありますが、諸先生方には、ご指導ご鞭撻を賜りたく、何卒よろしくお願い申し上げます。

以 上

## 会員の広場

### 新規入会者より

会員 堀井 美貴



平成19年に試験に合格した堀井美貴と申します。このたび同友会に入会させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

大学を卒業した後、メーカーにて研究開発職についていましたが、何か手に職をつけたいと思い、特許事務所に転職しました。転職後は、明細書を書きながら、受験勉強をしていましたが、当時は、合格率3%の時代でなかなか厳しく、いったんは受験をあきらめました。その後、仕事をつづけながら二人の娘を産み育てていましたが、やっぱり弁理士資格を取りたいという気持ちが強くなりましたので、受験勉強を再開し、5年かかってようやく合格できたのが、平成19年です。

明細書を書くことは、常に最先端の技術を理解して、それを権利につなげていく作業ですので、毎日が楽しく、そして苦しい作業です。新しい技術に触れ続けられることには、大きな喜びを感じます。

同友会の先生方には、受験機関のゼミや、口述模試などで大変お世話になりました。また、この2、3年ほどは就職説明会に参加させていただき、同友会の非会員も広く受け入れる懐の深さを知りました。そのときの経験から入会させていただこうと思った次第です。

ここ数年の私の趣味は、マラソンです。高校時代に陸上競技をやっていた関係で、同級生たちに誘われ、月1回のペースで走り始めましたが、最初の頃は5km走るのがやっとでした。数年かけて距離を徐々に伸ばし、2015年は、初めてフルマラソンを走りました。大変な筋肉痛になりましたが、目標としていた5時間も切ることができ、満足感いっぱいでした。懲りずにまた走りたいと思っています。42kmを自分が走ることは、数年前には想像していませんでしたが、時間をかけて準備していけば人間大抵のことはできるものだと、改めて気づかせてもらいました。同友会のランクラブにも参加させていただきたいと思っています。

以上

## 会員の広場

### 新規入会者より

会員 城田 晴栄

はじめまして。本年度入会の城田晴栄と申します。新規入会にあたり、寄稿の機会を頂戴し、誠にありがとうございます。

さて、私は大学卒業後、いわゆる“アーティスト事務所”に就職しました。そのアーティスト事務所は様々な顔を持っており、アーティストのマネジメントとしての側面はもちろん、音楽出版社としての側面、レコード会社としての側面など、音楽業界を構築する主要な業種を兼ね備えていましたので、私は、作詞家作曲家の著作権管理のみならず、プロダクションやインディーズレーベルの法務業務、コンサート制作の現場など、およそ音楽業界に必要なビジネス知識・権利知識に一通り携わってまいりました。

そんな実務三昧のある日、ふと『著作権の専門家って、結局何の職業だろう?』と思い、ネット検索したのが弁理士という資格との出会いでした。『ほー、知的財産の専門家は弁理士っていう職種なんだー(※注 この時点で私は「知的財産＝著作権」と思っています)』と納得した私は早速勉強を始めたのですが、すぐにカウンターパンチを食らいます・・・弁理士の仕事は、著作権はどちらかというとメインストリームではなく、特許や商標がメインという事実には・・・。

そんな大いなる勘違いでスタートした私の勉強でしたが、たくさんの仲間や、導いて下さった先生方のお蔭で、何とか心折れずにゴールまで辿り着くことができました。

その勉強中に、同友会には口述練習会でお世話になり、また、合格後も折に触れて同友会の色々な先生方とお話しする機会がありましたので、その度に、諸先生方が明るく楽しそうに活動されてらっしゃるな～、と思い、中でも特に河合先生の面倒見の良さと優しさに惹かれて入会させて頂きました。今後は著作権を専門とする弁理士として、音楽業界でも弁理士の認知を拡げることが目標です。同友会の諸先輩のみなさま、どうぞよろしくお願いいたします♪

以 上

## 【平成27年度弁理士同友会会務活動報告】

平成27年弁理士同友会総務担当副幹事長 高下 雅弘

平成27年（2015年）

- 1月15日 日本弁理士会賀詞交歓会（ホテルオークラ東京）
- 1月21日 弁理士同友会三役引継会（筒井国際特許事務所）
- 1月23日 ジョギング部エンペラランズ練習（皇居周回）
- 1月29日 正副幹事長会（弁理士会館地下A会議室）
- 2月 4日 第1回組織委員会（ロイヤルホスト新宿三井ビル店）
- 2月 6日 ジョギング部エンペラランズ練習（皇居周回）
- 2月17日 正副幹事長会（弁理士会館地下C会議室）
- 2月24日 第1回幹事会・定時総会（弁理士会館2階A会議室）  
懇親会（御旦孤虎ノ門店）
- 2月26日 弁理士連合クラブ 第1回幹事会・定時総会（商工会館）  
古谷会長を励ます会（霞山会館）
- 3月 1日 第1回研修会（弁理士会館及び東海支部）  
講師 田村善之先生（北海道大学大学院法学研究科教授）  
テーマ「進歩性をめぐる諸問題」  
※東京会場での講義を東海会場でテレビ会議システムを通じて配信
- 3月 4日 会派役員と弁政連役員との懇談会（商工会館・弁理士会館）
- 3月11日 第1回長期型口述練習会（弁理士会館地下会議室）
- 3月13日 東海協議会「現役員慰労会及び新役員激励会」（ホテルキャッスルプラザ）  
弁理士同友会東海委員会（同ホテル）  
西日本弁理士クラブ「現役員慰労会及び新役員激励会」  
(リッツカールトン大阪)

同友会出席者

- 古谷 史旺 日本弁理士会会長
- 吉村 俊一 日本弁理士会副会長
- 粕川 敏夫 日本弁理士会次期副会長
- 青山 仁 幹事長
- 高下 雅弘 副幹事長
- 田辺 恵 副幹事長
- 3月24日 正副幹事長会（弁理士会館地下C会議室）
- 3月25日 第2回長期型口述練習会（弁理士会館地下会議室）
- 4月 8日 弁理士同友会 古谷先生慰労会（新橋亭新館）
- 4月 8日 第3回長期型口述練習会（弁理士会館地下会議室）

4月21日 研修・組織・福利厚生合同委員会（商工会館7階会議室）

4月22日 第4回長期型口述練習会（弁理士会館3階会議室）

4月24日 ジョギング部エンペラランズ練習（皇居周回）

4月28日 拡大正副幹事長会（弁理士会館地下C会議室）

5月7日 第5回長期型口述練習会（弁理士会館2階会議室）

5月11日 弁理士連合クラブ 古谷執行部慰労会

（クルーズクルーズ THE GINZA）

5月13日 登録祝賀会（東海大学校友会館「三保の間」「朝日東海の間」）

5月20日 第6回長期型口述練習会（商工会館7階・8階会議室）

5月21日 第1回広報委員会（文京特許事務所）

5月27日 第2回福利厚生委員会（笹塚 アカツカ）

5月28日 正副幹事長会（弁理士会館地下C会議室）

6月2日 第2回研修会（弁理士会館）

講師 今泉俊克先生（米国特許弁護士）

テーマ「米国代理人に出願手続きを依頼する際の基本的な知識、注意点、  
手続きの仕方、米国出願時のクレームおよび明細書のチェック項目」

6月3日 第7回長期型口述練習会（弁理士会館地下会議室）

6月7日～8日 日本弁理士クラブ旅行会（道後温泉「椿館本館」）

同友会出席者

粕川 敏夫 日本弁理士会副会長

青山 仁 幹事長

高下 雅弘 副幹事長

田辺 恵 副幹事長

吉村 俊一 副幹事長

6月10日 創立50周年記念事業実行委員会記念誌部会（株式会社クリオ）

6月12日 ジョギング部エンペラランズ練習（皇居周回）

6月17日 第8回長期型口述練習会（弁理士会館地下会議室）

6月18日 第3回福利厚生委員会（笹塚 焼肉屋）

6月24日 顧問・相談役会（弁理士会館3階A会議室）

懇親会（御旦孤虎ノ門店）

6月26日 正副幹事長会（弁理士会館地下C会議室）

7月1日 第9回長期型口述練習会（弁理士会館2階会議室）

7月4日～5日 西日本弁理士クラブ旅行会（栗津温泉「のとや」）

同友会出席者

粕川 敏夫 日本弁理士会副会長

青山 仁 幹事長

高下 雅弘 副幹事長

田辺 恵 副幹事長

吉村 俊一 副幹事長

- 7月 7日 第4回福利厚生委員会（西荻窪 イタリアン）
- 7月15日 第10回長期型口述練習会（弁理士会館3階会議室）
- 7月23日 正副幹事長会（弁理士会館2階A会議室）
- 7月25日 野球部パイレーツパテント杯開会式・1回戦（サンケイスポーツセンター）
- 7月29日 第11回長期型口述練習会（商工会館7階・8階会議室）
- 8月 3日 創立50周年記念事業実行委員会記念誌部会（株式会社クリオ）
- 8月 5日 納涼BBQパーティー～冷たいビールと本格バーベキュー～  
（「バネバグース」赤坂見附店）
- 8月 7日 第2回広報委員会（文京特許事務所）
- 8月 8日 野球部パイレーツパテント杯2回戦（サンケイスポーツセンター）
- 8月12日 第12回長期型口述練習会（弁理士会館地下会議室）
- 8月18日 第2回幹事会・第1回定時総会（弁理士会館2階A会議室）
- 8月19日 創立50周年記念事業実行委員会記念誌部会（株式会社クリオ）
- 8月21日 ジョギング部エンペラズ練習（皇居周回）
- 8月22日 野球部パイレーツパテント杯3回戦（サンケイスポーツセンター）
- 8月26日 第1回短期型口述練習会（弁理士会館地下会議室）
- 8月27日 正副幹事長会（弁理士会館2階A会議室）
- 8月28日 立候補説明会（弁理士会館）
- 9月 1日 第3回研修会（弁理士会館）  
講師 福井健策先生（弁護士）  
テーマ「人工知能と次世代著作権」
- 9月 2日 第2回短期型口述練習会（商工会館6階・7階・8階会議室）  
日本弁理士会役員協議委員会第1回会合  
日本弁理士会役員協議委員会（四ッ谷）
- 9月 5日～6日 弁理士連合クラブ旅行会（稲取銀水荘）
- 9月 5日 野球部パイレーツパテント杯準々決勝（サンケイスポーツセンター）
- 9月 8日 弁理士連合クラブ 第2回幹事会・定時総会（弁理士会館）
- 9月 8日 第2回組織委員会（弁理士会館2階会議室）
- 9月 9日 第3回短期型口述練習会（弁理士会館3階会議室）
- 9月12日 旅行会「蕨山反射炉の見学と浜焼きを楽しむ日帰り旅行会」
- 9月15日 創立50周年記念事業実行委員会記念誌部会（株式会社クリオ）
- 9月16日 第4回短期型口述練習会（弁理士会館3階会議室・商工会館7階会議室）  
日本弁理士会平成28年度役員定時選挙立候補届出（弁理士会館）
- 9月24日 正副幹事長会（弁理士会館3階D会議室）  
日本弁理士会平成28年度役員定時選挙当選人告示
- 9月24日 第5回短期型口述練習会（弁理士会館3階会議室）
- 9月26日 野球部パイレーツ納会（串カツ田中高円寺店）

- 10月 1日 口述試験対策講習会（弁理士会館2階会議室）  
10月 9日 弁理士試験口述練習会（名古屋商工会議所8階日本弁理士会東海支部室）  
10月13日 口述試験練習会（弁理士会館3階会議室）  
10月22日 正副幹事長会（弁理士会館地下A会議室）  
10月24日 北海道研修会（TKP札幌カンファレンスセンター）  
講師 吉田芳春先生（本会会員）  
テーマ  
「東南アジア展開の際の知財留意点と中小企業への弁理士のアドバイス」  
10月27日 第4回研修会（弁理士会館）  
講師 山田繁和先生  
（特許庁審査第一部意匠課課長、国士舘大学大学院客員教授）  
テーマ「国際意匠登録制度と我が国意匠法」  
10月28日 法規委員会（弁理士会館）  
10月29日 第3回広報委員会（文京特許事務所）  
11月 6日 西日本弁理士クラブ創立60周年記念式典・祝賀会  
（リーガロイヤルホテル大阪）

同友会出席者

粕川 敏夫 日本弁理士会副会長  
笹野 拓馬 執行理事  
青山 仁 幹事長  
高下 雅弘 副幹事長  
吉村 俊一 副幹事長

- 11月 9日 創立50周年記念事業実行委員会記念誌部会（四ツ谷 ルノアール）  
11月17日 第5回研修会（弁理士会館及び東海支部）  
講師 吉村俊一先生（本会会員）  
テーマ「明細書原稿の添削について-添削する側とされる側-」  
※東京会場での講義を東海会場でテレビ会議システムを通じて配信  
11月19日 正副幹事長会（弁理士会館3階A会議室）  
11月21日 東海委員会 合格祝賀会及び就職相談会（名古屋観光ホテル）  
11月24日 第3回幹事会、第2回臨時総会（銀座キレイが丘会議室）  
弁理士連合クラブ第1回臨時総会、第3回幹事会  
（銀座キレイが丘会議室）  
弁理士連合クラブ 平成28年度日本弁理士会役員選挙当選祝賀会  
（コートヤード・マリオット銀座東武ホテル）  
11月26日 日本弁理士クラブ 平成28年度日本弁理士会役員選挙当選祝賀会  
（東海大学交友会館）

同友会出席者

粕川 敏夫 日本弁理士会副会長

青山 仁 幹事長

高下 雅弘 副幹事長

田辺 恵 副幹事長

11月27日 東海委員会 忘年会

11月27日 就職説明会（弁理士会館3階会議室・Sign 霞が関）

12月 3日 知財功労賞受賞・黄綬褒章受章報告会、  
役員定時選挙当選祝賀会及び忘年会（東海大学校友会館）

12月 8日 プチ合格祝賀会（イタリア自由料理Liberte（リベルタ））

12月15日 正副幹事長会（新宿野村ビル卯乃家）

12月16日 創立50周年記念事業実行委員会記念誌部会（株式会社クリオ）

12月22日 第4回幹事会（弁理士会館）

懇親会（檸檬）

<入会者（順不同、敬称略）>

木下 郁江      家田 真吾      佐藤 秀信      河田 良夫      梅澤 昭生

堀井 美貴      城田 晴栄      柴田 純一郎      横田 香澄      川口 康

## 同友会通信

## 野球同好会 パイレーツ

キャプテン 小島 猛

今年も真夏の暑い中、パテント杯野球大会に参加しました。今大会の参加チーム数は 42 チームで、開会式には特許庁長官もご出席いただきました。今年のパイレーツには、新たに若手も加わり、若返ったチームで試合に臨みました。

さて、まずは 1 回戦、下記のようなスコアでした。

## 1 回戦結果

|        |   |   |    |   |   |  |  |    |
|--------|---|---|----|---|---|--|--|----|
| チーム国際課 | 0 | 3 | 0  | 0 | 0 |  |  | 3  |
| パイレーツ  | 0 | 3 | 11 | 2 | × |  |  | 16 |

2 回までは同点という緊迫した試合でしたが、監督の喝もあり、3 回に 11 点という大量得点を挙げ、見事大勝し、2 回戦に進出しました。



続く 2 回戦は以下のような結果でした。

### 2 回戦試合結果

|          |   |   |   |   |   |  |  |   |
|----------|---|---|---|---|---|--|--|---|
| 南甲オールナイツ | 1 | 1 | 2 | 0 | 0 |  |  | 4 |
| パイレーツ    | 5 | 1 | 0 | 1 | × |  |  | 7 |

1 回の裏に 5 点とってリードを奪ったものの、2 回、3 回と得点を奪われる一方で、相手チームの 2 番手ピッチャーの超剛速球を捉えることがなかなかできず、徐々に点差を詰められましたが、なんとか逃げ切り、3 回戦に駒を進めることができました。



さて、3 回戦。優勝を目指す我々にとって、ここで負けるわけにはいきません。が・・・

### 3 回戦結果

|         |   |   |   |   |   |  |  |   |
|---------|---|---|---|---|---|--|--|---|
| P A P C | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 |  |  | 6 |
| パイレーツ   | 0 | 8 | 0 | 0 | X |  |  | 8 |

なんと、1 回の表にいきなり 6 失点・・・。その裏の我々の攻撃は 0 点で、どうなることかと思いましたが、その後は相手の攻撃を 0 点に抑え、一方で 2 回の裏に一挙 8 点のビッグイニングを作り、なんとか勝ってベスト 8 の戦いに進むことができました。

しかしそれにしても得点イニングが両チーム合わせて二つしかないという、ちょっと珍しい試合でした。



さて、いよいよ準々決勝です。相手は、昨年準優勝のエレクトロスでした。実は過去 3 度ほど対戦があるのですが、1 回も勝てていない相手です。今年こそは！との思いで試合に臨みましたが・・・

#### 準々決勝結果

|        |   |   |   |   |   |  |  |   |
|--------|---|---|---|---|---|--|--|---|
| エレクトロス | 6 | 0 | 0 | 1 | 0 |  |  | 7 |
| パイレーツ  | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |  |  | 0 |

残念ながら、初回到 6 点を奪われ、完封負けを喫してしまいました。初回の大量失点さえなければ、という悔やまれる試合になりました。



結局、去年に続き、ベスト 8 で大会から姿を消すことになってしまいました。来年こそは、一昨年の 3 位を上回る成績を収めたいです。

以 上

## 同友会通信

### テニス同好会活動報告

会長 神崎 正浩

#### 今年は4位でした！！

昭和の森テニスセンターで行われた弁理士協同組合の主催するテニス大会で、弁理士同友会チームは、4位となりました。今年は、佐藤勝先生を中心にして試合に臨み、楽しい一日を過ごすことができました。

最近、親しくなったテニスコーチと良く話しをするようになりました。テニススクールでは、平均して10人が参加しますので、スクールの最中に個人的なアドバイスをもらうことは、ほぼありません。スクールが始まる前に、うまくいかないプレーについてコーチに質問し、改善するポイントを聞けると、スクールがとても楽しくなりますね。

錦織選手のような攻撃的なストロークを実現するためには、打点を高くしなければなりません。自分の腰よりも上で、ボールを打つイメージですが、これがとても難しいです。自分では腰の辺りで打っているつもりでも、コーチに見てもらうと、膝よりも下だったりします。自分のイメージと現実のプレーが、懸け離れていることが良くありますが、他人に指摘されないと、それが解りません。今年は、打点を高くすることを目標にして、練習に励みます。

以 上



## 同友会通信

### 女子ゴルフ部「Cheers☆ゴルフ部の活動報告」

庶務・会計 田辺 恵

昨年の徳増あゆみ部長執筆による「Cheers☆ゴルフ部の活動報告」を拝読しますと、今年でCheers☆ゴルフ部は創部7年目に突入したことになります。

今年は、女子ゴルフ部の面々が弁理士同友会執行部の活動に、本業に、学業にと個々に多忙を極めた年であったことから、女子ゴルフ部として単独の活動はありませんでした。

一方、今年の執行部は、青山幹事長（ゴルフにおいても幹事長）と、名ゴルファー吉村副幹事長を擁したことから、女子ゴルフ部のメンバーは執行部ゴルフ部とコラボするかたちで、例年になく多くのラウンドをさせていただきました。

とりわけ、青山幹事長主催の夏と秋の執行部ゴルフは、桜友会の先生ともご一緒させていただき、女子ゴルフ部のメンバーにとっても有意義な時間となりました。

今年特筆すべきは、“女子ゴルフ部とゆかいな仲間たち”に4人の先生が加わってくださったことです。

まず、1人目は、徳増部長のご主人高下雅弘先生です。高下先生は今年ラウンドデビュー、今や同友会きっての理論派、練習とゴルフ本の読書に余念がありません。そして、秋の執行部ゴルフにおいては、みごとドラコン賞を獲得されました。最近のご夫妻でのラウンドも楽しまれているようです。

2人目は、松本直子先生です。松本先生はかつてのゴルフ経験を活かして久しぶりのラウンドとなりました。夏の執行部ゴルフから徐々にゴルフの感覚を取り戻され、今年3回のラウンドとなります。来年もご一緒させていただくのが楽しみな女子ゴルフ部唯一の新人女子部員です。

3人目は、駒場大視先生です。今年三人のお子さんのパパとなった駒場先生は夏の執行部ゴルフに叔父様のゴルフセットで参戦してくださいました。子育ての合間にぜひまたご参加くださいね。

4人目は、吉田倫太郎先生です。吉田先生は、今年福利厚生委員長という大役を引き受けられた中、秋の執行部ゴルフからご参加くださいました。吉田先生もまた中堅ゴルファーとして有望な人材の予感です。

このように、今年的女子ゴルフ部は男性陣に支えられて楽しく一年の活動を終えることができました。

<活動報告>

・春の執行部ゴルフ

日程：4月18日（土）

場所：箱根湯の花ゴルフ場

参加者：青山、吉村、高下、田辺（4名）

・夏の執行部ゴルフ

日程：8月8日（土）～8月9日（日）

場所：ロックヒルゴルフクラブ

参加者：青山、吉村、石川、松本、高下、徳増、駒場、田辺（8名）

・秋の執行部ゴルフ

日程：10月31日（土）

場所：鹿沼72カントリークラブ

参加者：青山、竹内、古谷、吉村、石川、高下、吉田、松本、徳増、田辺敏郎、田辺恵（11名）

以 上



## 同友会通信

### ジョギング部「エンペランズ」

部長 大橋 剛之

#### 1. 本年度の活動報告

本年度のジョギング部エンペランズの活動について下記の通りご報告申し上げます。

##### (1) 定例の活動

本年度のジョギング部エンペランズの定例の活動に関し、まず活動日ですが、本年度は、昨年までと同様、原則月1回金曜日に練習会を開催することを目指しました。しかし、メンバーの都合がなかなか合わず、本年度の練習会は、12ヶ月のうちで全5回しか開催出来ませんでした。1回の練習会における参加人数も最小決行人数の5名ギリギリがほとんどで、止むを得ず5名を割って開催した月もあるような状況でした。

活動内容ですが、昨年までと同様、永田町の「アディダスランベース」にて着替え及び準備体操を行い、桜田門の広場でAチーム（2周10キロチーム）とBチーム（1周5キロチーム）とにグループ分けをして、チームごとに皇居を走りました。走り終わった後は、半蔵門や赤坂見附のお店にて有志で打ち上げを行い、会派無所属の近年の合格者が参加されたときは、走りながら同友会への勧誘も行いました。





## (2) 課外活動

なお、定例の活動ではありませんが、課外活動として、私が3月に横浜マラソンに、田辺恵先生が7月にお台場リレーマラソンに、チームTシャツを着て参加してきましたことを一言申し添えておきます。



お台場マラソン



横浜マラソン

## 2. 来年度の活動予定

本年度は、メンバーの都合もあってなかなか練習会が開催出来ませんでしたが、来年度は、定期的に練習会を開催出来れば良いと思っています。また、昨年度せっかくチームTシャツや幟（のぼり）を作成しましたので、それらが生かせるような、チームでの大会参加や、皇居以外での練習会の開催なども行えれば良いと思っています。

## 3. 最後に

毎年の告知で大変恐縮ですが、ジョギング部エンペランズでは、現在参加者大募集中です。健康のため、痩せるため、運動不足解消に、ブームに乗って、チームTシャツが欲しいから（笑）、などなど動機は何でも結構です。年齢、性別、経験等、一切問いません。初心者、未経験者、お久しぶりの方大歓迎です。ウォーキングでも全く問題ありません。チームTシャツも在庫がありますので（有料です）、是非一度活動に足を運んでみて下さい。ご連絡お待ちしております。

そして、こちらも毎年の話なのですが、残念ながら来年（2016年）は、エンペランズメンバーは誰も東京マラソンの抽選には当たりませんでしたが、再来年（2017年）こそはエンペランズメンバーみんなでチームTシャツを着て東京マラソンに出たいと思っていますので、メンバーの皆様（これから参加してみようと考えている皆さまも）、夏になったら是非東京マラソンの抽選に申し込んでみて下さい。

## 4. 本年度の主な参加会員（敬称略、順不同）

大橋 剛之（部長）、笹野 拓馬（副部長）、青山 仁、川崎 ひかり、駒場 大視、高下 雅弘、田辺 恵、徳増 あゆみ、堀井 美貴、松本 直子、山下 滋之  
（本年度ののべ参加者数約25名）

以 上

## 平成27年度弁理士同友会役員等名簿

幹事長 青山 仁

副幹事長（11名）

総務 高下 雅弘

会計 田辺 恵

山下 幸彦 人事委員会

中原 文彦 日本弁理士会役員協議委員会

吉村 俊一 政策委員会

徳増 あゆみ 法規委員会

松本 直子 研修委員会、北海道委員会

川崎 ひかり 広報委員会

廣江 政典 東海委員会、北陸委員会

駒場 大視 福利厚生委員会

大橋 剛之 組織委員会

幹事（136名）

愛智 宏 茜ヶ久保 公二 足立 勉 安彦 元 天野 泉

新井 全 飯田 昭夫 伊賀 誠司 五十嵐和壽 井澤 幹

井澤 洵 石川 憲 石渡 清太 磯野 道造 稲葉 民安

岩田 克子 大賀 眞司 太田雅苗子 太田 直矢 大津 洋夫

大塚 明博 大貫 和保 大和田昭彦 岡田 英彦 小川 眞一

長内 行雄 小野 友彰 恩田 博宣 金久保 勉 川崎 好昭

川津 義人 川俣 静子 神崎 正浩 菊池 新一 菊池 徹

木森 有平 熊谷 隆 黒川 弘朗 桑原 稔 小池 晃

越川 隆夫 小島 猛 小玉 秀男 小林 正治 坂口 信昭

坂本 光雄 佐久間卓見 笹川 拓 佐々木 功 笹野 拓馬

佐藤 大輔 三林 大介 椎原 英一 塩田 伸 志賀 正武

柴田 淳一 清水 修 清水 敬一 白崎 真二 神保 欣正

杉本 良夫 助廣 朱美 鈴木 利明 関 昌充 関原亜希子

|       |       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 高尾 裕之 | 高野 昌俊 | 高橋 章  | 竹内 裕  | 竹山 宏明 |
| 田代 和夫 | 田中 武文 | 田中 治幸 | 田中 秀喆 | 田辺 敏郎 |
| 谷口 登  | 谷山 守  | 田村 榮一 | 旦 武尚  | 恒川 圭志 |
| 戸川 公二 | 戸村 隆  | 戸村 哲郎 | 内藤 哲寛 | 中里 浩一 |
| 永田 豊  | 中畑 孝  | 仲村 圭代 | 中村 武司 | 中村 直樹 |
| 中村 信彦 | 中村 政美 | 中村 盛夫 | 中山 伸治 | 成瀬 重雄 |
| 新関 和郎 | 西 和哉  | 西浦 嗣晴 | 仁科 勝史 | 西野 茂美 |
| 野口 賢照 | 羽切 正治 | 服部 素明 | 萼 経夫  | 林 信之  |
| 原田 信市 | 廣江 武典 | 廣瀬 一  | 福田 鉄男 | 藤井 稔也 |
| 藤浪 一郎 | 古川 友美 | 古谷 史旺 | 本田 淳  | 本田 崇  |
| 松下 満  | 松田 克治 | 松田 忠秋 | 松原 等  | 松本 英俊 |
| 松本 謙  | 丸山 英一 | 三島 広規 | 宮坂 徹  | 茂木 康彦 |
| 本宮 照久 | 森 俊秀  | 八鍬 昇  | 山木 義  | 山崎 高明 |
| 山田 武史 | 山田 智重 | 山本 喜一 | 吉田 精孝 | 吉田 哲  |
| 米山 淑幸 |       |       |       |       |

#### 監 事（2名）

小林 保 田中 雅雄

#### 弁理士同友会顧問等

##### 顧 問（17名）

|       |       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 大塚 明博 | 大貫 和保 | 岡田 英彦 | 黒川 弘朗 | 佐々木 功 |
| 清水 修  | 高橋 章  | 田中 武文 | 中里 浩一 | 中村 政美 |
| 中山 伸治 | 西野 茂美 | 仁科 勝史 | 野口 賢照 | 萼 経夫  |
| 松本 英俊 | 八鍬 昇  |       |       |       |

# 相談役（33名）

|       |       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 天野 泉  | 飯田 昭夫 | 五十嵐和壽 | 井澤 幹  | 井澤 洵  |
| 石川 憲  | 磯野 道造 | 小川 眞一 | 長内 行雄 | 恩田 博宣 |
| 粕川 敏夫 | 菊池 新一 | 小池 晃  | 小林 保  | 小林 正治 |
| 坂口 信昭 | 坂本 光雄 | 志賀 正武 | 関 昌充  | 高尾 裕之 |
| 竹内 裕  | 田中 秀喆 | 田辺 敏郎 | 戸村 隆  | 中畑 孝  |
| 原田 信市 | 古谷 史旺 | 本田 崇  | 丸山 英一 | 山本 彰司 |
| 吉田 精孝 | 吉田 芳春 | 山崎 高明 |       |       |

## 常任委員会

### （1）研修委員会（担当副幹事長：松本 直子）

|      |                  |
|------|------------------|
| 委員長  | 笹野 拓馬            |
| 副委員長 | 澤田 優子            |
| 委員   | 中村 信彦 菊池 徹 山田 武史 |

### （2）福利厚生委員会（担当副幹事長：駒場 大視）

|     |                                                                    |
|-----|--------------------------------------------------------------------|
| 委員長 | 吉田 倫太郎                                                             |
| 委員  | 森 俊秀 小野 友彰 岩田 克子 関原 亜希子<br>大和田昭彦 高井 智之 内田 高正 陸名 智之<br>坂口 吉之助 須田 守一 |

### （3）人事委員会（担当副幹事長：山下 幸彦）

|     |                |
|-----|----------------|
| 委員長 | 山崎 高明          |
| 委員  | 安彦 元 森 俊秀 笹川 拓 |

### （4）法規委員会（担当副幹事長：徳増 あゆみ）

|     |       |
|-----|-------|
| 委員長 | 中村 盛夫 |
| 委員  | 駒場 大視 |

### （5）日本弁理士会役員協議委員会（担当副幹事長：中原 文彦）

|     |       |
|-----|-------|
| 委員長 | 藤浪 一郎 |
| 委員  | 須田 守一 |

### （6）広報委員会（担当副幹事長：川崎 ひかり）

委員長 笹川 拓  
 委 員 三島 広規 古川 友美 大和田 昭彦 木下 郁江

(7) 組織委員会 (担当副幹事長：大橋 剛之)

委員長 河合 利恵  
 委 員 茜ヶ久保公二 明坂 正博 飯野 智史 石井 理太  
 石原 幸典 市野 要助 円城寺 薫 大井 一郎  
 加太 章生 鎌田 和宏 鈴木 聡子 関 大祐  
 田辺 稜 西口 克 服部 綾子 細谷 道代  
 保屋野 光繁 茂木 康彦 山下 滋之

(8) 政策委員会 (担当副幹事長：吉村 俊一)

委員長 本田 淳  
 委 員 竹内 裕 吉田 芳春 丸山 英一 山崎 高明  
 石川 憲 井澤 幹 仁科 勝史 伊賀 誠司  
 山田 武史 笹川 拓 中原 文彦 恒川 圭志  
 笹野 拓馬 茂木 康彦 大和田 昭彦

(9) 東海委員会 (担当副幹事長：廣江 政典)

委員長 坂岡 範穂  
 副委員長 江間 路子 小早川 俊一郎  
 委 員 岡田 英彦 恩田 博宣 飯田 昭夫 綿貫 達雄  
 足立 勉 内藤 哲寛 廣江 武典 福田 鉄男  
 小玉 秀男 後藤 昌弘 稲葉 民安 越川 隆夫  
 松原 等 金久保 勉 竹中 弘 柴田 淳一  
 中村 武司 服部 素明 三林 大介 小林 徳夫  
 恒川 圭志 武川 隆宣 山本 喜一 北川 泰隆  
 本田 淳 中山 実 早川 雅也 寺坂 真貴子  
 佐藤 大輔 藤田 隆訓 加藤 圭一 田林 大介  
 長谷 久生 森岡 智昭 加藤 浩一 佐久間 卓見  
 渡邊 豊之 助廣 朱美 橋本 哲 森 有希  
 西東 貴士 犬飼 康天 藤原 純 家田 真吾

(10) 北陸委員会 (担当副幹事長：廣江 政典)

委員長 川崎 好昭  
 副委員長 木森 有平  
 委 員 戸川 公二 松田 忠秋 北川 泰隆

(11) 北海道委員会（担当副幹事長：松本 直子）

委員長 古田 和義

委 員 中村 直樹 伊藤 隆夫 岩城 全紀 杉山 誠二

石埜 正穂 武部 悟 吉田 一男

## 平成27年度日本弁理士会役員等

### 1. 日本弁理士会役員

副会長 粕川 敏夫

監 事 長内 行雄

執行理事 笹野 拓馬

常議員 (2年目) 小川 眞一、田辺 恵

(1年目) 井澤 幹、岩田 克子、大橋 剛之

### 2. 日本弁理士会委員会委員

#### (1) 福利厚生委員会

委員長 山崎 高明

#### (2) 防災会議

委 員 (1年目) 市野 要助

#### (3) 例規委員会

委員長 吉村 俊一

委 員 坂口 信昭

#### (4) 総合政策企画運営委員会

委 員 青山 仁 鷹取 政信 市野 要助

#### (5) 弁理士推薦委員会

委 員 山下 幸彦

#### (7) 財務委員会

委 員 山田 裕輔

#### (8) 弁理士法改正委員会

委 員 西口 克

#### (9) 特許委員会

委 員 新井 全 佐藤 大輔 中里 卓夫 大井 一郎 佐藤 浩義

#### (10) 意匠委員会

副委員長 谷口 登

委 員 浜田 治雄 岩城 全紀 高村 隆司 茜ヶ久保 公二 鷹取 政信  
仲村 圭代 円城寺 薫 岡村 太一 森 有希 駒場 大規

(11) 商標委員会

委 員 高村 隆司 大橋 剛之 円城寺 薫 小早川 俊一郎 西口 克  
小出 泰誠 木下 郁江

(12) バイオ・ライフサイエンス委員会

副委員長 石埜 正穂

委 員 森田 慶子 金丸 清隆

(13) 著作権委員会

委 員 吉村 公一 清水 敬一 羽村 行弘 木森 有平 恒川 圭志  
寺坂 真貴子 松本 直子

(14) 貿易円滑化対策委員会

委 員 廣江 武典 谷口 登 小暮 理恵子 佐藤 大輔

(15) 不正競争防止法委員会

副委員長 吉村 公一

委 員 羽村 行弘 家田 真吾

(16) 業務対策委員会

委 員 山下 幸彦

(17) 特許制度運用協議委員会

委 員 中原 文彦

(18) ADR推進機構

委 員 浜田 治雄

(19) 技術標準委員会

委 員 町田 正史

(20) 情報企画委員会

副委員長 岩田 克子

(21) 知財経営コンサルティング委員会

委 員 大津 洋夫 関 昌充 三木 雅夫 川越 雄一郎 服部 道俊

(22) パテントコンテスト委員会

副委員長 飯田 昭夫 大坪 勤

(23) 農林水産知財対応委員会

委 員 本宮 照久 吉田 淳 金丸 清隆 板岡 智子

(24) 知財訴訟委員会

委 員 石川 幸吉

(25) 企業弁理士知財委員会

委 員 三浦 尊裕

(26) 知財活用推進委員会

委 員 服部 道俊

(27) 役員制度改革委員会

委 員 井澤 幹

(28) 会員規律に関する特別委員会

委員長 丸山 英一

(29) 知財システム検討委員会

委 員 井澤 幹

(30) 経営基盤強化委員会

委 員 吉村 俊一

(31) 選挙管理委員会

副委員長 中村 盛夫

委 員 (2年目) 山木 義明

委 員 (1年目) 本田 崇 仲村 圭代

(32) 綱紀委員会

委 員 (2年目) 磯野 道造

委 員 (1年目) 成瀬 重雄

(33) 審査委員会

主 査 伊賀 誠司  
委 員 天野 泉 田中 雅雄  
予備委員 大塚 明博 仁科 勝史

(34) 紛議調停委員会

副委員長 山本 彰司  
委 員 杉山 一夫

(35) コンプライアンス委員会

委 員 内藤 哲寛 坂本 光雄 山田 武史

(36) 継続研修履修状況管理委員会

委 員 西野 茂美 茜ヶ久保 公二

3. 日本弁理士会研修所

副所長(1年目) 山田 武史 石川 憲 山本 喜一  
所員(2年目) 本田 文乃 松本 直子 保屋野 光繁

4. 日本弁理士会中央知的財産研究所

副所長(1年目) 田村 榮一  
所員(1年目) 藤井 稔也

5. 日本弁理士会知的財産支援センター

副センター長(1年目) 森 俊秀 関 昌充 市野 要助  
センター員(2年目) 大坪 勤 廣江 政典

6. 日本弁理士会知的財産価値評価推進センター

副センター長(2年目) 大津 洋夫  
センター員(2年目) 浜田 治雄 小倉 正明  
センター員(1年目) 吉田 淳

7. 国際活動センター

センター員(2年目) 徳増 あゆみ  
センター員(1年目) 越川 隆夫 新井 全 佐藤 浩義

8. 広報センター

副センター長(2年目) 石川 憲 井澤 幹 本田 淳

センター員（2年目） 笹川 拓 助廣 朱美

## 同友会会則

### 第1条（名称、事務所）

本会は、弁理士同友会と称し、事務所を幹事長又は総務担当副幹事長が主宰する特許事務所内におく。

### 第2条（目的）

本会は、会員相互が弁理士としての職責を全うし、知的財産権制度の発展に寄与するとともに、たがいに親睦と福利の増進及び知性と教養の高揚に努め、弁理士制度並びに日本弁理士会の健全な発展のために協同して尽力することを目的とする。

### 第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため、つぎの事業を行う。

- （1）知的財産権制度及び弁理士業務等に関する研修会の開催
- （2）各種講演会、懇親会、趣味の会、見学会等の開催
- （3）刊行物の発行
- （4）弁理士試験受験者の指導
- （5）その他、前条の目的を達成するに必要と認められる事業

### 第4条（組織）

- （1）本会は、第2条に規定する目的に賛同する弁理士を会員として組織する。
- （2）本会への入会、退会については、別に定めるところによる。

### 第5条（役員とその選任）

- （1）本会には、つぎの役員を置く

幹事長 1名

副幹事長 数名

幹事 若干名

監事 2名

- （2）役員は、総会において会員中より選任する。

### 第6条（役員の職務と権限）

（1）幹事長は、本会を代表し、会務を総理する。幹事長に事故あるときは、副幹事長の互選により選任された者が幹事長の職務を代行する。

（2）副幹事長は、総務、会計その他の会務を分掌執行する。

（3）幹事は、幹事会において細則の制定、改廃、その他会務運営に関する重要事項を審議する。

（4）監事は、会計を監査する。

## 第7条（役員の任期）

- （1）役員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。
- （2）役員は、当該任期が終了した後も後任者が就任するまではなおその職責に任ずるものとする。

## 第8条（会議の種類と議長）

本会の会議は、総会、幹事会及び正副幹事長会とし、幹事長がこれを召集し、かつその議長となる。ただし総務担当副幹事長は、幹事長の同意を得て幹事会及び正副幹事長会の議長となることができる。

## 第9条（総会）

- （1）本会は、毎年2月末日までに定時総会を開催する。
- （2）幹事長又は幹事会において必要と認めたとき、又は会員の3分の1以上の要求があったとき、幹事長は、臨時総会を可及的速やかに召集しなければならない。

## 第10条（総会の議決事項）

総会では、事務、会計の報告及び承認、役員の選任及び解任、会則の変更、その他重要事項について審議、議決する。

## 第11条（幹事会）

- （1）幹事会は、幹事長が必要と認めたとき、これを召集する。
- （2）幹事長は、幹事の3分の1以上の要求があったとき、幹事会を召集しなければならない。
- （3）会員は、幹事以外の者であっても幹事会に出席し、出席幹事の過半数の同意を得て議決に加わることができる。

## 第12条（幹事会の権限）

幹事会は、細則の制定、改廃、その他会務の運営に関する重要事項を審議、議決する。

## 第12条の2（正副幹事長会）

正副幹事長会は、幹事長が必要と認めたときこれを召集する。

## 第12条の3（正副幹事長会の権限）

正副幹事長会は、本会の運営に関する全ての事項について審議、議決する。

## 第13条（議決）

会議における議事は、出席者の過半数を以て決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

## 第14条（経費）

本会の経費は、会費、寄付金品、その他の収入を以てこれにあてる。

#### 第15条（顧問及び相談役）

- （1）本会は、総会又は幹事会の議決によって第5条に規定する役員のほか、顧問及び相談役をおくことができる。
- （2）顧問及び相談役や、顧問会及び相談役会をそれぞれ組織する。
- （3）顧問会及び相談役会は、幹事長が必要と認めたとき、これを召集する。

#### 第16条（事務、会計年度）

本会の事務年度及び会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日をもって終わる。

#### 第16条の2

会務の運営に必要な事項、経費その他については、細則に定める。

#### 第17条（施行日）

本会則は、昭和49年12月4日より施行する。

付 則 本会則の一部改正は、平成6年4月1日より施行する。

付 則 本会則の一部改正は、平成13年10月3日より施行する。

付 則 本会則の一部改正のうち、第16条に関する改正は、平成17年4月1日より施行し（ただし、第16条の規定に拘らず、平成17年度は平成17年4月1日に始まる。）、第9条に関する改正は、平成18年1月1日より施行する。

## 編集後記

お陰様で、2015年度「弁理士同友会だより」（電子版第7号）の発行が無事完了しました。

今年から、川崎ひかり広報担当副幹事長の発案で、広報委員会もこれまでにない活動や、この同友会だよりにおける2つの新企画がスタートしました。まさしく「今年の同友会は、何か違う?!」を体現した活動・企画でもあります。

これまで、広報委員会の活動は、同友会だよりとHPの運営（井澤幹先生、いつもありがとうございます。）と割り切り安穩としていた私と異なり、パワフルかつスピーディーにこれまでにない活動・企画にまい進する川崎先生から様々なことを学ぶことができました。

守旧派を自認する私は、最初、新しいことを始めるのに決して乗り気ではありませんでした。しかし、「弁理士3者鼎談『“同業他者（社）”は何を思う?』」の収録に参加し、対談者達の議論を聴くに従い、新しいことを始めることの素晴らしさを今年度は学ぶことができました。

早いもので同友会だよりも電子版になって7年目です。即ち、7年前から媒体が紙から電子へと変わったわけですが、今年度はコンテンツ自体も新時代の到来を予感させるものです。河合先生の「同友会の属性分析『同友会ってどんな人がいるの?』」等は、同友会自体の組織構成等に切り込むといった、やはりこれまでにない記事でした。

来年度も、川崎副幹事長の下、新時代の同友会だよりが出来ることでしょう。楽しみです。

最後になりましたが、今年度も同友会だよりを無事に発行できたのも、広報担当副幹事長の川崎ひかり先生、委員の三島広規先生、古川友美先生、大和田昭彦先生及び木下郁江先生の奮闘の賜物です。御礼申し上げます。また、スペシャルオブザーバーの高下雅弘先生のご尽力も忘れられません。本当にありがとうございました。

また、原稿を執筆して頂きました先生方、特に年末の忙しい中、執筆して頂き、心より御礼申し上げます。

最後になりますが、会員の皆様、是非是非、この同友会だよりを読んで下さい！（今年も言います！毎年です！）

平成27年度広報委員長  
笹川 拓

弁理士同友会だより 第21巻 第1号(電子版第7号)

発行日 2015年12月28日  
発行 弁理士同友会  
編集・制作 広報委員会



## 弁理士同友会

背景の楕円は、弁理士道精神を表現しています。三本の太い波形は、弁理士の強い団結力と、弁理士同友会が未来に向かって飛躍、発展してゆく様子表現しています。